

# 官報号外

平成十三年五月二十九日

## ○第一百五十一回 衆議院会議録 第三十三号

平成十三年五月二十九日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成十三年五月二十九日

午後一時開議

第一 商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)

第四 危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)

### ○本日の会議に付した案件

日程第一 商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第三 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)

日程第四 危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)

日程第五 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)

日程第六 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)

日程第八 危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)

日程第九 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、学校教育法

平成十三年五月二十九日 衆議院会議録第三十三号 商工会法の一部を改正する法律案 道路交通法の一部を改正する法律案外二案

○議長(綿貫民輔君) 午後一時三分開議これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、商工会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(綿貫民輔君) 委員長の報告を求めます。経済産業委員長山本有一君。

○議長(綿貫民輔君) 商工会法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[山本有一君登壇]

○山本有一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の商工業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、商工会の事業の効率的かつ効果的な実施を図るために、商工会の合併に関する規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、商工会の合併に際して現行の清算による手続のもとでの民事法上、税法上の負担を軽減するため、合併の手続、時期及び効果等について所要の規定の整備を行うこと、

第二に、商工会の設立後に市町村の廃置分合があつた場合において、廃置分合後の市町村の区域に存続する商工会の一部が統合し、当該市町村の区域の一部を地区とすることとなる合併を認める特例を設けること

いります。

本案は、去る五月十八日本委員会に付託され、同月二十三日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十五日質疑を行ない、採決を行つた結果、本案は全会一致をもつて

原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、道路交通法の一部を改正する法律案

[内閣提出]

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)

平成十三年五月二十九日 衆議院会議録第二十三号  
道路交通法の一部を改正する法律案外二  
についての遠山文部科学大臣の趣旨説明

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案外二案

○横路孝弘君　ただいま議題となりました二、法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

いて申し上げます。

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に  
かんがみ、運転免許証の有効期間の延長など、免  
許の更新を受ける者の負担を軽減するための規定  
の整備を行うとともに、代行運転普通自動車を運  
転する者に対する第二種免許取得の義務づけ、障  
害者による免許の欠格事由の見直し及び悪質な違  
反行為に対する罰則の強化など、運転者対策の推  
進を図るために規定の整備を行おうとするもので  
あります。

次に、自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律案について申し上げます。

保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業を営む者は、欠格事由に該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととするなど、所要規定

の措置を講じようとするものであります。次に、細川律夫君外一名提出の危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案について申し上げます。

以上三法律案のうち、道路交通法の一部を改正する法律案及び危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案の両案は、去る四月六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案とともに、同日本委員会に付託されたものであります。

二号  
道路交通法の一部を改正する法律案外二案  
についての遠山文部科学大臣の趣旨説明

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律案外二案

な運転により人を死傷させる行為の处罚に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立少數。よつて、本案は  
〔賛成者起立〕

否決されました。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出) 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出) 及

## 二、社会教育法の改正案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(錦賀重輔君) との際、内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正

する法律案 学校教育法の一部を改正する法律案 及び社会教育法の一部を改正する法律案について

て、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣遠山熟  
子君。

○國務大臣（遠山敦子君）　ただいま議題となりました

した三法案にござりまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今日の教育改革を進めていくためには、学校教育、社会教育及び地方教育行政の各般にわたる改

革を進めていくことが必要であります。このよ  
な観点から、今回、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律、学校教育法及び社会教育法の三法について改正法案を提出することとした次第であ

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい地方教育行政制度を実現するためには、教育委員会が、地域住民や

整備するとともに、出席停止期間中の学習の支援等の措置を講ずることとしております。

第三に、大学が特にすぐれた資質を有すると認められる者は、高等学校を卒業した者等でなくとも、対象分野を問わず、当該大学に入学させることができることとするとともに、大学院へも優秀な成績をおさめた者が飛び入学することとするはか、大学には夜間において授業を行う研究科及び通信による教育を行う研究科を置くことができる

ことを明確化し、あわせて、名誉教授について所要の改正を行うこととしております。

第四に、高等学校、農学校、農業学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる寮母の名称を寄宿舎指導員に改めるものであります。

次に、社会教育法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の都市化、核家族化等に伴い、家庭や地域の教育力の低下が懸念されておりますが、二十世紀を担う心豊かな、たくましい子供たちをはぐくむためには、家庭や地域の教育機能を高めることが不可欠となつております。

この法律案は、このような観点から、第一に、教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を規定するとともに、社会教育委員会等に家庭教育の向上に資する活動を行なう者を委嘱することができる

ようにしてしております。

第二に、教育委員会の事務として、青少年に対し社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を規定することといたしております。

第三に、社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和し、社会教育に関するある事業における業務であつて文部科学大臣が指定するものに從事した期間を評価できるようにすることといたしております。

第四に、国及び地方公共団体が、社会教育に関する任務を行なうに当たって、学校教育との連携の

確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする旨を規定することといたしております。

以上が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、学校教

育法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び社会教育法の一部を改正する法律案(内

閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。大石尚子君。

(大石尚子君登壇)

○大石尚子君 民主党的の大石尚子でございます。

民主党・無所属クラブを代表して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法、社会教育法、この一部を改正する法律案に関連いたしまして、小泉総理大臣と遠山文部科学大臣に質

問させていただきます。(拍手)

まず、小泉総理大臣にお尋ねいたします。

小泉内閣は「聖域なき構造改革」に取り組む改革断行内閣であると称しておられます。総理は、我が国の教育の現状をどのように把握され、教育の分野において断行すべき改革とはいかなるものとお考えでしょうか。

一方、総理は、去る五月九日の本会議で、鳩山由紀夫民主党代表の質問に対し、森内閣の政策のうち、いいものは継続していく、変えるべきものは変えいくと答弁しておられます。

森前総理は、本国会を教育改革国会と位置づけたいと述べておられました。さらに、IT革命を

今国会の重要な政策として掲げられました。その結果、教育の分野においても、新しい情報通信機器

やデジタル映像メディアを積極的に導入することとなりました。小泉総理も、所信表明演説において、日本が五年以内に世界最先端の一IT国家となりことを目指すと述べておられます。

情報通信技術革新の光は、当然のこと、影を落としますが、教育の世界にこそ、その影が強く落ちてきて、次代に大きな災いを残すのではないかと心配いたします。

それでは、IT革命が教育の分野に及ぼす影の部分とは何か。私が一番恐れておりますのは、今後、いや遠なく一般の子供の生活環境にもIT導入の波が押し寄せてきて、児童も一層多くの時間をパソコンと過ごすようになり、心身の成長発達にマイナスの影響を及ぼすのではないかということにございます。例えば、視力や体力、運動能力の低下、感性・情緒の発達障害、人間関係障害、情動的抑止力の低下、虚構の世界と現実の世界との混同による問題行動の増加。このような社会病理をしっかりと見定めた上で、子供たちに及ぼす負の部分を補うに足るだけの健全育成のプログラムを意図的につくり出さなければならぬ時代がまさに来ていると考えます。

IT機器そのものやIT革命の、子供の成長発達に及ぼす影響に関する広範な調査研究成果の上に立って、小学校教育の場にIT革命を持ち込むべきと考えますが、これらの問題も含めてお答えいただきたいと思います。

次に、総理に、教育改革の目玉法案として提出されている教育三法について伺います。どうも私は、この三法が現在の教育の危機を救う根本療法となる改革法案とは実感できなくて、むしろ教育現場の諸問題に対する対症療法治案に思えてならないのです。対症療法では、いつまでたっても眞の教育改革にはなりません。小泉総理の忌憚ない御意見をお聞かせください。

次に、遠山文部科学大臣にお尋ねいたします。大臣は、昭和三十七年、文部省に入られて以來、女性初のキャリアとして教育行政の中核で

身をもって戦後教育の変遷を体験してこられました。このたび、小泉内閣の一員として、文部科学行政全般にわたり、積極的かつ大胆な改革を速やかに進めていく決意を示されたことは、大変重要な意味を持つていて思うのです。今こそ、遠山大臣でなければなし得ない、日本の教育改革に取り組んでいただけるものと楽しみにしております。

そこで、次の五点についてお尋ねいたします。一点目。申しますでもなく、我が国の憲法第六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあります。教育基本法第三条においては、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応する教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて」と記されています。

「能力に応じて」と法に明記されているにもかかわらず、我が国の学校教育は、なぜここまで画一的になり、出口平等論に発展し、競い合いを否定してしまったのか。今日の教育の危機的状況を生んだ背景の一つがそこにあるのではないでしようか。大臣は、その原因をどう把握され、総括しておられるのか、お聞きいたします。

子供は宝、磨けば磨くほど、それぞれすてきな光を放つ玉と私は思っております。

二点目。されど、一人一人の子供の能力、個性などの違いに目を向ければ向けるほど、ないがしろにされではならないことは、だれもが共通に理解し、守らなければならぬ社会のルール、規範、モラル、マナー、行動様式などを身につけることだと思います。その重要性に目が向けられてこなかつた。この問題は、基礎学力の習熟と同等に取り組むべき重要な課題と感じております。

現代のモラルの荒廃は、自然界とともに生き、目に見えないものを大切にしてきた日本の生活文化や知恵を切り捨てて、長い人類の流れの中での命のバトンタッチをないがしろにしてきたことのもたらした負の遺産だと言えるのではないでしょ

うか。モラルの荒廃について、その原因と具体的対策についてお考えをお聞かせください。

三項目。体験學習の重要性は、私もごろから痛感いたしております。現実の体験から得られる感動の積み重ねこそ、感性や情緒の発達、さらには、偏りない人格の形成に重要な意味を持つと考えております。

私は、常日ごろから、三つの感動体験のチャンスを意図的に教育の過程にカリキュラムとして用意すべきだと主張しております。三つの感動体験とは、人間関係から得る感動、自然の持つ人知を超えた大きな力や美しさから受ける感動、そしてもう一つ挙げたいのは、芸術作品から受けける感動でございます。言いいかえれば、人、自然、芸術の美しさに出会ったときに、心が震え、洗われる。この作用がバランスのとれた人間形成に貴重な効果をもたらす、このことを重視して、私は、これらの体験活動を意義づけたいと考えております。殊さらに社会奉仕体験と銘打たなくとも、社会体験、人間関係体験ではいけないのでしょうか。

大臣の御見解はいかがですか。

認められない教員を、任命権を有する地方公共団体の職員に、本人の同意なくして転職させることができます。子供たちの人生に及ぼすダメージを少しでも少なくする意味では、一步前進かと思います。しかし、該当する教員の立場に立てば、その処遇が妥当であると納得できる、信頼性の高い公正な評価基準が必要でありましょう。さらに、不適格教員を受け入れる側に立てば、職員定数の削減が求められている中で、市町村教育委員会の要望にどこまで応じができるのでしょうか。

財源の裏づけもなく、都道府県・政令市教育委員会等が不適格教員のリハビリセンターになると危惧いたします。大臣はどのように認識し

ておられますでしょうか。

五項目。総じてこの教育三法は、一、二点を除いて、地方によっては既に現行法により実行している内容を後追いして法制化するものであって、さきに指摘いたしたように、根本的な教育改革法案とは考えにくいものです。

教育の命は、そこに携わる人、人材です。子供たちの教育に携わる人材を、現職の研修も含めて、どう育成できるか、この課題を解決できる抜本的改革法案が欲しかったと思ひます。残念です。文部科学大臣のお考え並びにこれから取り組みについてお聞かせください。

なお、私たち民主党の教育基本問題特別調査会では、本年二月、二十一世紀の教育のあり方にについて」と題した中間報告をまとめました。その中で、二十一世紀型の教育を実現するには、社会全体にわたる幅広い視点が必要であり、教育を日本社会、国際社会の観点から位置づける、新しい時代にふさわしい、総合的教育法体系の必要性を指摘いたしております。

青少年育成の基本は家庭ですが、国及び地方自治体、地域社会、企業等には支援の義務があり、責任があることを法により明記すべきであると私は考えます。

その意味では、教育に限らず、青少年の保護育成を基本とする法制度を整備したり、さらには、現在、民主党も提出に向けて準備中である芸術文化基本法等も制定しながら、教育や教育環境に関する法体系全体を見直し、過不足を論じていくべきだと考えております。小泉総理大臣はいかがお考えでございましょうか。

最後に、私たち民主党一同、小泉内閣と競い合って、二十一世紀を思ふ眞の日本の教育改革に取り組んでまいことをお誓いして、私の質問を終わります。

（内閣総理大臣小泉純一郎君登壇）

えいたします。

我が国の教育の現状及び教育改革、さらには、教育三法は対症療法であり、眞の教育改革にはならないのではないかという御指摘とお尋ねでござります。

長年、教育を専門にされてこられた大石議員でありますので、よくおわかりのことだと思います。我が国の教育の現状及び教育改革を実現するため、残された施策についても、今後、適切に対応していくようお互い努力していただきたいと思いま

えいたします。

本法案のみならず、眞の教育改革を実現するため、残された施策についても、今後、適切に対応していくようお互い努力していただきたいと思いま

えます。

I-T革命が教育分野に及ぼす影の部分についてあります。

情報化の影の部分への対応については、中央教育審議会答申等の指摘を踏まえまして、小学校教育において、コンピューターなどの情報手段の活用に当たって人間関係や児童の心身の健康への影響などに十分配慮するよう指導しております。

また、コンピューター等を通した体験は、あくまで間接体験であり、疑似体験であります。実際の社会体験、自然体験などの直接体験こそが重要な体験活動を充実し、豊かな人間性や社会性の育成に努めてまいりたいと思います。

また、教育に関する法体系の見直しについてであります。

教育全般についてさまざまな問題が生じておる今日、教育の根本にさかのぼった改革を進めていく必要があるという御指摘は、同感であります。

現在、文部科学省におきまして、教育改革国民会議の最終報告を受け、教育改革を全体的、総合的にとらえた二十一世紀教育新生プランを策定し、教育改革を進めているところであります。まずは、今国会に提出した教育改革関連法案の成立に全力を尽くしていくことが重要であると考えております。

（内閣総理大臣遠山敦子君登壇）

本件

本法案のみならず、眞の教育改革を実現するため、残された施策についても、今後、適切に対応していくようお互い努力していただきたいと思いま

えます。

これまで、我が国の教育は、国家社会の発展に

大きな役割を果たしてきたものの、歐米の先進諸国に急速に追いつこうとする中で、教育の機会均等や効率性を重視する余り、ともすれば画一的なものとなっている面があることは、確かにござります。

このため、政府としても、児童生徒の個性や能力に応じたきめ細かな教育を実現する観点から、教育改革の推進に努力してまいっているところであります。

今後は、さらに、新しい学習指導要領の実施や教職員定数の改善によって、個に応じた指導を推進するなど、各般の施策に取り組み、「一人一人の個性や能力を最大限に伸ばす教育の充実に努力しまでまいります。

次に、今日のモラルの荒廃の原因と、その具体的な対策についてのお尋ねであります。

社会のモラルの低下については、少子化や都市化の進展を背景とした家庭や地域の教育力の低下あるいは豊かな時代における生活体験、自然体験の不足、社会性の欠如など、さまざまな要因があると考えられます。この問題は、子供だけの問題ではなく、大人を含む社会全体の問題と認識しております。

このため、何よりも、子供を育てるべき我々人がみずから責任を自覚し、学校、家庭、地域社会が一体となって、道徳教育の充実、学校内外を通じた体験活動の推進、家庭教育の充実など、子供たちの心の教育を推進するための諸施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、体験学習に関する御質問でございます。

これから教育においては、児童生徒の社会性や思いやりの心など、豊かな人間性をはぐくむことが極めて重要であります。

このため、新しい学習指導要領におきましては、社会奉仕の精神を涵養する体験、自然体験、児童、高齢者等との触れ合い、芸術作品のよさや美しさを感じ取る鑑賞など、さまざまな体験学習

について充実を図ったところであります。

また、今回の法改正におきましては、今日の児童生徒をめぐる状況を踏まえて、社会奉仕体験活動と自然体験活動を初めさまざまな体験活動について、広くその充実を図ることをいたしております。

次に、指導が不適切な教員の転職に関する認識についてのお尋ねであります。

本法律案では、都道府県教育委員会の行う教員以外の職への転職の措置が適正かつ公正に行われますよう、指導が不適切であるかどうか等を判断しております。

また、本法律案は、都道府県の教員以外の職について、その適性や能力を有する者を定数の範囲内で転職させようとするものでありまして、御指摘のように、都道府県教育委員会が教員のリハビリセンターになるとは考えておりません。

このたびの教育改革三法案についての御質問でござります。

今回の法案は、教育改革国民会議の提言等を受けて、その適性や能力を有する者を定数の範囲内で転職させようとするものでありまして、御指摘のように、都道府県教育委員会が教員のリハビリセンターになるとは考えておりません。

このたびの教育改革三法案についての御質問でござります。

先日、「開花した「学びの社会」というタイトルの論文を読みました。それは、「学びの社会への道を歩むスウェーデンの取り組み」を東京大学教授の神野直彦さんが紹介したもので、きょうは、その学びの社会への取り組みを踏まえながら、教育改革のあり方について総理及び大臣の考え方をお伺いし、統いて、法律案についてお尋ねしたいと思います。

一九九〇年代は、スウェーデンも、日本と同様に不況に見舞われました。景気を回復するとともに財政を再建するという、今の日本にも共通する、非常に難しい政策的な課題に対しても、スウェーデンでは、国民の能力を高める公共サービスへの財政支出を重視しました。経済成長と雇用の確保、そして社会的正義、すなわち所得の平等

についてのお尋ねであります。

学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質、能力に負うことが極めて大きく、そのなどを重視した教員養成の改善、さまざまな社会経験の評価など、人物を重視する方向での教員採用の改善、教職経験や専門に応じた研修や社会体験研修の充実、さらには、大学院修学休業制度の活用などによる教員の自主的な研修の奨励等に取り組んでいるところでございます。

このため、教員としての実践的な能力の育成などを重視した教員養成の改善、さまざまな社会経験の評価など、人物を重視する方向での教員採用の改善、教職経験や専門に応じた研修や社会体験研修の充実、さらには、大学院修学休業制度の活用などによる教員の自主的な研修の奨励等に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 西博義君。

(西博義君登壇)

私は、公明党 自由民主党、保守党を代表して、学校教育法の一部を改正する法律案など、教育関連三法案に関連して質問をいたします。

(拍手)

先日、「開花した「学びの社会」というタイトルの論文を読みました。それは、「学びの社会への道を歩むスウェーデンの取り組み」を東京大学教授の神野直彦さんが紹介したもので、きょうは、その学びの社会への取り組みを踏まえながら、教育改革のあり方について総理及び大臣の考え方をお伺いし、統いて、法律案についてお尋ねしたいと思います。

この中には、既に現場の努力によって進められている施策も一部にはありますが、飛び入学や、指導が不適切な教員を教員以外の職に転職させるための措置など、今回の法改正によって現行制度の改善を図ったり、新たに対応が可能となるような措置が盛り込まれておられます。これから見ていく施設も一部にはありますが、飛び入学や、指導が不適切な教員を教員以外の職に転職させるための措置など、今回の法改正によって現行

ぶことによってそれぞれの能力を高めるしかないと考えたからであります。人が学ぶことによって能力を高めれば、雇用され、所得間格差も縮小して、生産性も向上していくことございま

す。さて、私がスウェーデンの取り組みに注目しているのは、学びの社会が経済成長のために自指されたわけではないという点、つまり、経済成長という目的の手段として、人間の学び、すなわち教育を位置づけてはいないということです。

日本では、学びは、目的ではなく手段として位置づけられる傾向がありました。今でも、学びは、経済成長の重要な手段として論じられることが多いと思います。

人間が人間として生きることは、学ぶことであります。人間が人間である限り、だれもが学ぶ欲求を持っています。スウェーデンでは、人間が人間として成長していくプロセスである学びこそが、社会的目的として位置づけられているわけです。

この学びの社会の構築という視点がこれからの教育改革には重要ではないかと考えております。

この学びの社会の構築をお伺いしたいと思います。

手段としての教育は、画一的な知識を詰め込もうとしておりません。この中には、既に現場の努力によって進められている施策も一部にはありますが、飛び入学や、指導が不適切な教員を教員以外の職に転職させるための措置など、今回の法改正によって現行

制度の改善を図ったり、新たに対応が可能となるような措置が盛り込まれておられます。これから見ていく施設も一部にはありますが、飛び入学や、指導が不適切な教員を教員以外の職に転職させるための措置など、今回の法改正によって現行

ンダー」という著作で、知ることは感じるとの半分も重要ではない、また、自然が繰り返すリフレイン、夜の次に朝が来て、冬が去れば春になるという確かに、その中には、限りなく私たちをいやしてくれる何かがあるのですと述べておりますが、現在の子供たちに不足しがちな体験学習の機会を提供するため、今回の学校教育法、社会教育法の改正では、学校が体験学習の充実に努め、市町村教育委員会はそのための支援をすることとしております。

多くの団体が参加している自然体験活動推進協議会などNPO等の協力を得ながら、今後、政府は、指導員の育成や、既存の公園、自然の家などの施設を有効利用できるよう、積極的に基盤整備に取り組んでいくべきではないかと思ひます。御意見をお伺いしたいと思います。(拍手)

次に、出席停止について質問いたします。

現行の学校教育法第二十六条には、市町村教育委員会は、保護者に対し、児童の出席停止を命ずることができると規定されています。義務教育を受ける子供に対しては、義務教育を保障するという観点から、停学や退学は認められていません。こうした意味で、出席停止は、あくまで義務教育制度の例外であり、子供の教育を受けける権利を制限するという性質を持つものであり、慎重な取り扱いを要する措置であります。

したがって、出席停止に至らぬように、事前に児童生徒への指導を十分行えるよう、学校支援策の充実を図ることが最優先課題であると思ひます。そのために、問題行動に取り組む学校への支援策を充実することが必要となります。地域サポート機関の設置など、学校支援策にどのように取り組むのか、文部科学大臣に御説明をいただきたいと存じます。

また、やむを得ず出席停止措置を行う場合には保護者の意見を聴取することを法律に明記することで、手続きをより厳格にいたしました。保護者の意見聴取はどのような意味を持つのかについて

も、あわせて説明していただきたいと思います。さらに、理由、期間等の文書交付など、教育委員会の説明責任を明確にいたしましたが、こうした規定により、これまで学校長への権限委任や口頭での処分など、はつきりとした根拠なしに運用で行われてきたケースもありましたが、今後はそうしたあいまいな運用はできないことを、文部科学大臣に改めて確認をしておきたいと思います。

教員の配置転換に関して質問いたします。

年頭から全国各地で私どもが行ってきた教育対話の中で、子供たちからの意見で最も多かったことは、教員に関する問題でした。今回、地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部改正案では、指導力が不足し十分な適格性を持たない教員を免職した上で、都道府県の職員として採用することとしております。

私は、教育は人と人との触れ合いの中でこそ発されるもので、子供にとって本当に必要なものはよい教育者であると思つております。それ

こそとしておりました。

(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 西議員にお答えいたします。

学びの社会の構築という視点が重要なことがあります。

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすありというのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて有為な人材になる。「壯にして、大人になつて学べば『老いて衰えず』、年とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ちず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好き

い言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと文部科学大臣にお願い申し上げます。どうお考えか、御

答弁願いたいと思います。

教育者ドロシー・ロー・ノルトがつくった、「子は親の鏡」という詩があります。その一部を紹介したいと思います。

けなされて育つと、子どもは人をけなすよう

になる

とげとげした家庭で育つと、子どもは乱暴に

なる

不安な気持ちで育てると、子どもも不安にな

る

こうした考え方から、教師がみずからを磨き、成長する機会として、教員の長期研修制度の導入を早くから訴えてまいりました。今度の新しい教職員定数配置改善計画に長期社会体験研修に関する定数が盛り込まれましたので、教員の皆様にはこの制度を大いに活用していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改

革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと文部科学大臣にお願い申し上げます。どうお考えか、御

答弁願いたいと思います。

教育者ドロシー・ロー・ノルトがつくった、「子は親の鏡」という詩があります。その一部を紹介したいと思います。

けなされて育つと、子どもは人をけなすよう

になる

とげとげした家庭で育つと、子どもは乱暴に

なる

不安な気持ちで育てると、子どもも不安にな

る

こうした考え方から、教師がみずからを磨き、成

長する機会として、教員の長期研修制度の導入を

早くから訴えてまいりました。今度の新しい教職

員定数配置改善計画に長期社会体験研修に関する

定数が盛り込まれましたので、教員の皆様にはこ

の制度を大いに活用していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改

革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改

革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改

革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改

革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、子供たちの問題行動を背景にして、教育論議が活発に行われております。私は、こうした子供たちの問題行動や、さらには児童虐待問題など、子供をめぐる問題に根本的に対処するためには、学校教育改

革だけに偏らず、家庭での子育てにも力点を置く必要があると考えております。

社会では、だれもが学習者です。大家族の中で、

子育ての先輩であるおばあちゃんやおじいちゃん

から、新米のお母さん、お父さんがいろいろな知恵、知識を学んだように、子育てや家庭教育について学んではほしいと思います。

その意味から、教育委員会所管事務に限らず、

できる限り広い範囲で配置転換されるよう、政府は関係機関とよく協議していただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

私の好きな言葉に、「少くして学べば壯にして

為すあり、壯にして学べば老いて衰えず、老いて衰えずして朽ちず」という言葉があります。江戸時代の佐藤一斎の言葉であります。

「少くして学べば壯にして為すあり」、なすあり

というのは有為、若いうちに学べば、壯年になつて、大人になつて学べば「老いて衰えず」、年

とつても衰えない。「老いて学べば死して朽ち

ず」、年とつて学べば死んでも腐らない。これは

まさに学びの重要性を指摘した言葉で、私の大好

きな言葉であります。(拍手)学びの社会の構築と

いうのもこのことを御指摘しているのではないか

と思いまして、うなづきながら耳聴しております。

この詩には、非常に豊かな知恵が多く詰まっていると思います。

現在、いじめ、不登校、学級崩壊など、

学ぶ意欲のある人ができるだけ学ぶことができるような機会を提供する、これは政府としても大変重要なことであると思います。その振興策に今後とも鋭意努めていきたいと思います。

○國務大臣(遠山敦子君) 残余の質問は、関係大臣に答弁させます。

(拍手)

〔國務大臣遠山敦子君登壇〕

○國務大臣(遠山敦子君) 西博義議員の御質問にお答え申し上げます。

総理の御答弁で尽きていたように思いますが、個別の御質問でござりますので、順次お答え申し上げます。

まず、体験学習の機会を提供するため積極的に基盤整備を取り組むべきではないかとのお尋ねであります。

御指摘のように、子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむためには、体験活動の機会を充実することが極めて重要と考えます。

このため、関係省庁とも連携しつつ、全国子どもプラン等を通じ、子供たちの自然体験活動や社会奉仕体験活動などの機会を充実するための施策を推進しているところであります。また、民間団体が行う自然体験活動のリーダー登録制度に対する支援など、指導者の育成に努めているところであります。

今後とも、体験活動の機会を充実するための基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

児童生徒の問題行動に対応するためには、学校、家庭、地域が一体となつた取り組みを進めることが重要であります。

このため、御指摘のように、問題行動を起こす児童生徒に対しましては、個々の問題行動の状況に応じて、学校、教育委員会、関係機関の職員からなるサポートチームを組織し、継続的に児童生徒への指導、支援に当たることが効果的であると考えております。

我が省といたしましても、今後、このような児童生徒に対する支援を行う地域のシステムづくりについて、積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

次に、出席停止措置に係る保護者の意見聴取についての御質問であります。

出席停止制度は、教育を受ける権利にかかる重大な処分であり、出席停止を命ずるに当たっては、この措置の公正を確保し、児童生徒側の権利保護を図ることが重要であります。

通常、当該児童生徒や保護者に対しましては、出席停止に至るまでの指導の過程におきまして、その意見を繰り返し聞いているところであります。が、今回の改正におきましては、出席停止を命ぜる段階におきましても、法令に基づく意見聴取の手続を義務づけたものでございます。

これらによりまして、出席停止を命ぜられる保護者の意向がよりよく聴取されますとともに、この制度についての保護者の理解も深められることになり、その結果、出席停止制度の適正な運用がなされるものと考えております。

出席停止の手続についてのお尋ねであります。処分の伝達に当たりましては、現状では口頭による場合が少なくないと承知いたしておりますが、出席停止制度の一層適切な運用を期するため、今回の法改正によりまして、理由及び期間を記載した文書の交付を義務づけることとしたところでございます。

なお、出席停止の措置は市町村教育委員会が行うこととされておりまして、校長に権限を委任する場合は、教育委員会規則等の明確な根拠が必要であります。今回の法改正を契機としまして、適切な手続により出席停止の措置が講じられるようになります。

市町村立の小中学校等の教員につきましては、都道府県教育委員会が任命権者として、採用、人

事異動、研修等を行っております。

これらの教員のうち、指導が不適切な教員が生じた場合には、都道府県教育委員会が責任を負うべきであることから、本法律案における転職先は都道府県教育委員会が任命権を有する職といたしておりますが、転職後は、その者の能力、適性等によっては知事部局等に出向させることも可能であると考えます。

最後に、関係する機関とともに子育て、家庭教育支援の一層の充実を図るべきとのお尋ねであります。

子供の問題行動や児童虐待などに対処するためには、御指摘のとおり、学校教育の改革とともに、家庭教育への支援を充実させることが重要であります。

子供の問題行動や児童虐待などに対処するためには、御指摘のとおり、学校教育の改革とともに、家庭教育への支援を充実させることが重要であります。

我が省におきましては、これまで、厚生労働省と連携して、家庭教育手帳等の作成、配布、子育てサポートの配置などによりまして、親に対する情報の提供や、地域で子育てを支援する体制の整備に努めているところであります。

また、今年度から新たに、就学時健診や市町村の保健センター等における乳幼児健診等の機会を活用した子育て講座を全国的に実施することとしております。

今後とも、関係機関と連携して、社会全体として子育て・家庭教育支援施策の充実が図られるよう努めてまいります。(拍手)

○議長(鈴木良輔君) 鈴木良輔君。

〔鈴木良輔君登壇〕

○樋高剛君 樋高剛君の樋高剛でございます。

私は、自由党を代表して、ただいま提案のありますいわゆる教育二法案に対して質問を行います。(拍手)

教育の根本は、人間の尊厳の大切さを子孫に伝えることがあります。この観点から、私は冒頭

に、ハンセン病判決に関する小泉総理の考え方をただしたいと思います。

熊本地方裁判所のハンセン病判決は、人間の尊厳を確立させることにかかる極めて重要な判決であり、立法府や行政府のあり方に画期的な反省を求めていることを踏まえると、その教育的価値はばかり知れません。この判決に対し小泉総理が控訴を断念したことは、立派な判断だと評価するものであります。

しかし、控訴断念に当たって小泉総理がコメントした極めて異例な判断ですが、その部分は、重大な問題を含んでいます。小泉総理は、行政本来の当然の判断であるとなぜ言えないのでしょうか。この点について、まず総理にお伺いします。

政府が準備していたのは、和解のための控訴と審の判断を仰ぐこととせざるを得ないところであります。これこそ異例で異常なものでした。これは、人間の尊厳をお金で買ひ、熊本地裁の判決を消そっとする」といふかなりません。「二十五日の首相談話には「本来であれば、政府としては、控訴の手続を採り、「上級政府が準備していたのは、和解のための控訴と審の判断を仰ぐこととせざるを得ないところであります」との部分があります。これこそ異例で異常なもので、これほど憲法の精神とハンセン病判決をないがしろにしたものはありません。

小泉総理が極めて異例な判断とマスコミに発表し、テレビも新聞も、自民党幹事長さえ、超法規的判断を小泉総理の恩情や政治判断で行ったといふ趣旨のことを言っております。人間の尊厳に関する問題を恩情や政治判断で行ったとするなら、これほど元患者の方々や家族の人権を冒瀆するものはありません。(拍手)

法が国家のみのために存在するものなら、首相談話のとおりです。法が人間、国民のために存するものなら、憲法が守るべき最高の価値は、人間の尊厳にあります。控訴断念は、法の原理、法の支配から見ても当然のことです。小泉総理の判断は、行政本来の姿を示したすぎません。マスメディアもしっかりしていただきたい。

法や政治の真実は何かを見詰め直してほしいもの

であります。

小泉総理がコメントした極めて異例な判断という部分と、首相談話の「上級審の判断を仰ぐこととせざるを得ない」の部分について、取り消すべきだと考えますが、改めて小泉総理の所見を伺いたいと思います。(拍手)

和解のための控訴、すなわち、お金で人間の尊厳問題を処理しようという構想から、控訴断念、救済措置の発表に至るプロセスは、政府・与党がハンセン病判決を巧妙に政治的に利用したものと言わざるを得ません。これらのことにつかわった政府・与党の関係者は、本当の人間の尊厳の意味を理解しているのかどうか、疑問であります。

さて、小泉総理、教育三法案は森前総理の肝いで構想され、提案されたものです。森前総理は文教族として著名であります。また、最近、あなたが離脱された森派の会長に復帰なさいました。

私は、日本の教育を荒廃させた責任は自民党的文教族にあると推測しております。文部官僚と癡着して文教利権を求める、自己中心主義と金錢万能主義を容認する教育を広めたのはこの人たちであること多くの国民は知っております。この人たちが日本を堕落させたのは自民党的派閥政治だということは、小泉総理を初め、心ある自民党の人たちが一番知っていることであります。

小泉総理、あなたが本当に、自民党を変え、日本を変えたいと言うのであるならば、まず、森前首相に、派閥を解消すべきだと提案すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

砂漠の国アラブのことわざに、「言葉は雲、行いは雨」というのがあります。日本には言行一致といふ明治維新的革命の思想があります。総理就任約一ヶ月という間に、あなたは随分と改革という言葉の雲を放たれました。果たして雲を雨とできるのかどうかを、国民だけでなく世界がかたず

をのんで見詰めています。あなたがこの期待を裏切れば、日本はどうなるか、想像を絶します。自由党は、この言葉の雲が砂漠における恵みの大雨水となることを期待しています。

小泉総理では本物の改革はできないとの見方がありますけれども、私はそうは思いません。軽率な結論はまだ言うべきでないと思います。しかし、あなたの政権が他の派閥との政策合意など

で、事実上、自民党的派閥政治の思想で成立したことでも否定できないのであります。

約半世紀、我が国では自民党政権が続いてきました。その間、自民党政権が定着し、日本国憲法より心理的に上位の規範として機能し、それが利益と税金のばらまきによって、偏った豊かな国の成功に役立つたことも事実であります。

教育は国家の根幹に当たるものであります。教育を論じる場合、国家の根幹にかかるものを論じなければなりません。しかし、残念ながら、過去五十年にわたる自民党政権が、今日の教育の荒廃や日本の衰退の原因になっていると思われます。

自民党文化には、三つの原理があります。一つ目は、なれ合い主義です。二つ目は、なし崩し主義です。三つ目は、何でもあり主義です。これを日本三主義といいますけれども、日本の教育を崩壊させた元凶ではないでしょうか。小沢自由

党党首はこの三主義と十一年間闘い続け、ようやく国民に小沢改革の真意が理解されるようになります。

小泉総理、あなたがこの自民党政権がこの自民党文化の上に立つ限り、本物の改革を期待することはできなと思います。諸外国も厳しい眼力を持って、我が国を見詰めています。総理は、自民党政権を崩し、新しい健全な政治文化をつくるおつもりがあるのですか、お答えいただきたい。

また、自民党文化に基づいて森前首相が構想した教育三法は、小泉政権では審議を凍結し、改めて構想し、提案し直すべきではないでしょうか。

権高剛君の質疑

自由党は、日本一新という政治理念と基本政策を提示し、日本の再生に全力を挙げております。

最も中心として力を入れていることは、日本人の心と誇りを取り戻すことであります。そして、戦後保守政治が置き去りにしてきた教育や地域共同体の崩壊から日本を立ち直らせることがあります。そして日本を、自己中心的社會から規律ある

心と誇りを取り戻すことであります。そして、戦後保守政治が置き去りにしてきた教育や地域共同体の崩壊から日本を立ち直らせることがあります。そして日本を、自己中心的社會から規律ある

心と誇りを取り戻すことであります。

この際、自由党的主張する道徳の日を創設する

べきと考えますけれども、總理及び文部科学大臣の御見解を伺います。

次に、義務教育のあり方について伺います。

子供は国家社会の宝であります。義務教育の整備は国家発展の礎です。基礎学力を学ぶとともに、日本の歴史と伝統と文化を知り、社会共同体で生活するルールを身につけ、よき日本人となることが期待されます。

そのため、自由党は、義務教育についてすべて

国が責任を持つこととし、特に、教師を単なる教員労働者としてではなく、崇高な役割を担うものとし、身分を保障し、誇りを持って職務に専念できるようにすべきであると考えています。

これは、義務教育を国が管理しようとするものではありません。教育行政は民主的運営が生命であり、官僚の管理する教育委員会制度を教育オン

ブズマン制度に改組し、地方の文化や特色を生かす、自由な教育にするべきであるとの改革案を自由党は主張していますが、總理及び文部科学大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、一言申し上げます。

今回、鳴り物入りで出された三改正案は、教育のあり方及び日本人のあり方がどうあるべきかと

いう問題に全く答えておらず、改革の名には値しないものであります。

總理の主張される構造改革や景気回復は、確かに大切であります。しかし、今ここで日本人の心と誇りを取り戻すようにしなければ、日本人の精神的荒廃は進み、日本は日本人の心の中から崩壊していく可能性すら含んでおります。

今後、私たち日本人がまず考え、実行しなければならないことは、新たな国家百年の大計である教育方針を明確にし、他に依存しない自立した精



本にして進められるべきです。まず、このことに對して総理の見解を伺います。

議題となっている教育三法案は、昨年十二月、首相の私の諮問機関にすぎない教育改革国民会議の報告を受け、森前首相がその席上で、文部省に對して関係法の早急な取りまとめを指示したことによって国会に提出されました。

学校教育法、社会教育法、地方教育委員会に関する法律、この三法は、教育基本法に基づく教育法体系の中心をなすものです。これらの重要な教育法の改変を、前首相の私の諮問機関の意向を受けて性急に、一挙に図ろうとする態度は、二十世紀の日本を方向づけるというべき学校教育の改革の進め方として最もふさわしくありません。このような性急・拙速な態度は、直ちに改めるべきです。総理の答弁を求めます。

高校の通学区域の指定に関する規定の削除と、大学、大学院への飛び入学拡大の問題です。

高校学区制の廃止は、全県一学区に道を開き、高校を全県的な規模で序列化し、大学、大学院への飛び入学の拡大と相まって、競争教育、ふるい分け教育を激化させます。生徒の集まりにくい高校は統廃合の対象とされるでしょう。

高校の学区制は、高校の格差是正と地域に根差した高校を育てる上で制度の根幹をなすものであります。これまで文部省は、通学区域の設定に際し、全県一区に定めることは許されないと解すべきであるとしてきました。今なぜ、これを放棄するのか。文部科学大臣、答えてください。

一九九七年、飛び入学の一部導入の際、日本数学会、日本物理教育学会は、高校二年で才能を判定するところは不可能であり、偏差値による序列化が一層進むことを懸念し、早期の大学入学よりも大切なことは知識教養のバランスのとれた成長であるとする声明、要望書を提出しました。

一九九八年六月、国連子どもの権利委員会は、日本では、極度に競争的な教育制度によるストレ

スのため、子供が発達のゆがみにさらされていると懸念を表明し、過度なストレス及び不登校を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置をとることを日本政府に勧告しました。

小泉総理、主要国政府への勧告の中で、教育制度の根本に触れて、その不適格性がこのように厳しく批判されたのは日本のみです。高校学区制の廃止、飛び入学拡大は、この勧告に反し、日本の教育制度をさらに競争的なものにするのではありませんか。総理の答弁を求めます。

学校教育法、社会教育法の二法案に盛り込まれた社会奉仕活動の強制が子供たちをどこに導こうとしているか、この問題です。

学校教育において適切に体験活動を実施することは、子供の人格形成にとって有意義であり、現に、多くの学校でさまざまな創意的な努力が進められています。

ところが、今回、学校教育法に第十八条の二を新たに設け、教育の目標の達成に資するためとして社会奉仕体験活動を特記したのは、教育改革国民会議の意向を学校教育に直接持ち込むことをねらったのです。その根底には、子供を飼いならし、訓練し、たたき直す、強制するなどが学校教育の基本的機能だとする教育改革国民会議の場における主張があります。時代錯誤も甚だしいと言わなければなりません。

(拍手)

もとより、子供は強制の対象ではありません。子どもの権利条約は、子供が年齢及び成熟に従い、教育の基本的機能だとする教育改革国民会議の場における主張があります。時代錯誤も甚だしいと言はれています。

教育委員会が、子供に対する指導が不適切であると判断した教師を、本人の同意なしに免職、配置転換することを可能とする今回の法律の改定は、教職員に対する管理主義を一層強化する意図を露骨に示すものです。

「まず排除ありきでなく」これは、この問題に触れたある全国紙社説の表題です。子供への対応で弱さを抱える教師は存在します。ここではつきりさせなければならないのは、教師の反社会的行為、体罰等は現行法で対処すべき問題であるということです。教師の間に近年急増している精神疾患等は、早期の適切な医療によって回復を図ることができます。

本来、奉仕活動は、子供の自発的意思に基づいて行われるべきです。強制による奉仕体験活動は苦役となり、人間形成にとって有意義な体験活動かもしれません。文部科学大臣、答えてください。

現在、多くの父母、国民が望んでいるのは、人間味にあふれ、教師や父母とともに真剣に切磋琢磨する、子供の教育に情熱を傾ける、そのような改革ようとしています。

現在でも、他の児童の教育に妨げがあると認め場合、出席停止は可能です。それは、あくまでも教育的観点から、緊急避難的措置として行われるべきです。

今、緊急に必要なことは、三十人以下学級を速やかに実現し、大規模校を解消して、子供、父母と教師、学校のつながりを深め、子供同士の連帯感を温かく育てることです。教育改革国民会議が、問題を起こす子供への教育をあいまいにしないことを強調した、それをそのまま受け取っています。

法律を改めようとしているではありませんか。そこには、出席停止の期間に関する定め、子供、父母の異議提出に関する手続が示されておりません。これでは、その発動を行政的、機械的に学校に促すことになり、子供が義務教育を受ける権利を制限することにつながる危険があります。これは教育の基本問題です。総理の見解を問います。

教師の仕事は、子供の人格の完成を目指して行われる、極めて高度で、多面的な内容を持つものであります。学校の教育はすぐれて集団的な営みであり、年月を経てその眞の効果が示されます。一人一人の教師を切り離し、短い期間を単位にして、指導が不適切であること、研修等の必要な措置が講じられたとしてもなお指導を行なうことができないと、だれが、どのようにして判断できるのですか。

まず排除ありき、この強圧的な態度が、熱意に燃える教師を萎縮させ、伸び伸びとした教育力の發揮を阻害するのではないかとの危惧が広がっています。文部科学大臣の答弁を求めます。

教師を経験した石川啄木は、「足跡」の中、教育者には、教育の精神をもって教える人と教育の形式で教える人と二種類あると問いかけています。文部科学大臣の答弁を求めます。

中で、教育者には、教育の精神をもって教える人と教育の形式で教える人と二種類あると問いかけました。小泉総理、あなたの学校時代を振り返つて、あの先生に接してよかったですと感じる先生は、前者のタイプですか、それとも後者ですか。どちらを伸ばすことが子供の幸せにつながるか、そこに問題の本質があります。総理の所感をお聞きします。

文部科学大臣に聞きます。

教育基本法第六条には、全体の奉仕者である「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」と明記されています。これにこたえて教育行政がなすべきことは何か、教育の条理に沿って答弁してください。

教育三法案の内容は、全体として、これまで自民党政府、文部省が続けてきた競争と管理の教育政策を一段と強化するものです。父母、教職員、広範な国民が抱く学校教育の民主的改革への切実な願いに逆行し、子供と教育をめぐる深刻な状況をさらに困難なものにするものであることは明白です。私は、これらの法案の撤回を厳しく要求するものです。

日本共産党は、すべての子供に基礎的な学力を保障することを中心とした学校教育の民主的改革を国民的な規模で前進させるためにあらゆる努力を尽くすことを表明して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 児玉議員にお答えいたします。

基礎的な学力を保障するための教育改革についてのお尋ねであります。

国民の学校教育への信頼を取り戻すためには、何よりも、一人一人の子供たちに基礎、基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考え、よりよく問題を解決する力を育成していくことが極めて重要であります。

このため、少人数指導や習熟度別指導の推進により、わかる授業で基礎学力の向上を図るなど、国民の待望する教育改革の実現に取り組んでまいります。

教育改革国民会議は、内閣総理大臣のもとに設けられた懇談会であり、教育の根本にさかのぼって幅広く議論が行われ、昨年十二月、報告が提出されました。この報告を踏まえ、特に緊急に対応すべき事項について、教育改革関連法案として今国会に提出したところであります。

私としては、教育に対する国民の皆様の信頼にこだえるため、本法案の今国会における成立を初

め、教育改革の果斷な実行に全力を尽くしてまいります。

〔国務大臣遠山敦子君登壇〕

高校の学区制及び大学の飛び入学に関するお尋ねです。

高校の学区制は、今後、その設定について、地域の実情等を踏まえた各教育委員会の判断にゆだねることとしたものであり、受験競争が激化せぬよう、面接や推薦入試の実施など、入学者選抜の多様化等を促してまいります。

また、大学への飛び入学制度は、特定の分野で特にすぐれた資質を有する者について、その資質を伸ばす道を開くためのものであり、教育の場における競争を激化させるものではないと考えます。

出席停止制度に関する御質問ではあります。

深刻な問題行動を起こす児童生徒については、日ごろの生徒指導の充実のためのさまざまな努力にもかかわらず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合には、その教育を受ける権利を保障するため、出席停止を講ずることも必要ではないかと考えます。

問題行動を起こす児童生徒に対しては、早期からの指導を一層充実するとともに、今回の法改正により、出席停止の要件及び手続の明確化、学習支援の充実を図ることを通じ、その一層適切な運用を期してまいります。

教師像についてのお尋ねです。

学校教育の本質は、教員と児童生徒との人格的触れ合いにあり、学校教育の成否は、教員の資質、能力に負うところが極めて大きいと考えております。求められる教員とは、教育者としての使命感にあふれ、現場の課題に適切に対応し、子供の悩みを受けとめ、適切な指導ができる、力量ある教員だと思います。政府としては、このような教員の育成に今後も努力していかなければならぬと考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。

○国務大臣(遠山敦子君) 児玉議員の御質問にお答えする前に、先ほど樋高議員の、教員の身分保障及び教育オンブズマン制度についての御質問に

対する答弁が漏れておりましたので、まず、これに対しお答え申し上げます。

教員の身分を保障し、職務に専念できるようになります。公立学校の教員にすることは重要であります。公立学校の教員に

つきましては、地方公務員法により一定の身分保障がなされております。

また、教育オンブズマン制度の御提言がありましたが、住民の意向を的確に反映し、地域の特色を生かした教育行政を展開する上で、住民の中から任命された教育委員会の合議により基本方針等を決定する教育委員会制度が果たす役割は、ますます重要になると考えます。

こうした教育委員会の活性化を図るために、今回の法案では、三つの点を規定しようとしております。第一に、教育委員の構成を多様にするための配慮義務、第二に、教育委員会の会議の原則公開、第三点は、教育行政に関する相談窓口の明確化などであります。

今後とも、教育委員会が地域に根差した、特色ある教育行政を展開することとなるよう努めてまいります。

以下、児玉健次議員の御質問に対し、順次お答え申し上げます。

まず、高校の学区制についてのお尋ねであります。

公立高等学校の通学区域につきましては、政府の規制改革委員会におきまして、その設定等を都道府県等の自主的な判断にゆだねるべきである旨の指摘がなされますとともに、各都道府県において、特色ある学校等の設置が進み、多様な通学区域が設定されるようになってきております。これらを踏まえて、今後は、通学区域の設定について

にゆだねることとしたものであります。

次に、奉仕体験活動についてのお尋ねでござい

ます。

今回の学校教育法の改正は、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、小中高等学校等において、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実に努め、それらの活動の促進を図ることを目的としております。

社会奉仕体験活動については、他の体験活動と同様、教師の適切な指導のもと、各学校の教育活動として体験させるものであります。これらの指導は、教育指導上の課題として進めるものであつて、教え導くという指導の姿勢で臨むことが必要であると考えます。

第三に、教師が教育の専門家としての力量を發揮することに対する支援についての御質問であります。

教員については、その職務の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法において、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とされておりまして、教員が自主的に研修に取り組むことは、極めて重要であります。

一方、国や教育委員会等におきましては、初任者研修を初め、教職経験に応じた研修や長期社会体験研修等の職務研修を実施し、効果を上げてきております。

教員の資質向上につきましては、このように、教員の自主的な研修と職務研修の両者が相まって実施されることが必要であります。また、今後ともその充実に努めてまいります。

次に、指導が不適切である等の判断についてのお尋ねであります。

本法律案が定める要件に該当するかどうかの判断は、任命権者である各都道府県教育委員会が行うものであります。また、その判断が適正かつ公平に行われるよう、これらの要件に該当するかどうかを判断するための手続については、都道府県の教育委員会がそれぞれ教育委員会規則で定め

ることとしておりまして、その規則にのっとり判断されることとなります。

今回の措置がもたらす教員への影響についてのお尋ねであります。

教員の職務は児童生徒の人格形成に重大な影響を与えるものであることから、指導が不適切な教員への対応は、適切な教育を確保する上で重要な課題であります。

このような観点から、本法律案におきましては、対象となる教員を、まず、児童または生徒に対する指導が不適切であること、次に、研修等の措置が講じられてなお適切に指導を行なうことができないこと、このいずれの要件にも該当する者に限定をいたしております。また、この措置が適正かつ公平に行使されるように、要件に該当するかどうかを判断するための手続については、教育委員会規則で定めることにいたしております。

本法律案は、このような内容を盛り込んだものでありますし、いたずらに教員を萎縮させたり、伸び伸びとした教育力の發揮を阻害するようなことはないものと考えております。

最後に、教員の身分や待遇について教育行政がなすべきことについての御質問であります。

教育基本法第六条で規定されておりますように、学校教育の直接の担い手であります教員は、自己の使命を自覚し、職務の遂行に努めなければならぬこととされておりまして、そのためには、教員の身分と待遇の適正を図ることが重要であります。

このような観点から、教育公務員特例法等によりまして、教員の任免等の身分取り扱いをその職務の特殊性に即したものとするとともに、いわゆる人材確保法等により待遇の改善を図ってきておりるのであり、今後とも、その改善、充実に努めてまいります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 山内惠子君。

(山内惠子君登壇)

○山内惠子君 社会民主党・市民連合の山内惠子

でございます。  
教育改革関連三法案に対する質問をいたします。(拍手)

初めに、小泉総理大臣伺います。

熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟で、国会は立法の不作為責任を問われた判決であり、政府が控訴の見送りを決めたことは当然のことでした。控訴の後に和解をとった案が検討された背景には、他の訴訟に波及することを恐れてとか、官の論理があると言わされました。政治は最大の教育です。

隔離政策は違憲であり、著しい人権侵害であったことを重く受けとめ、国会、行政挙げて、人間の尊厳、人が人として生きる権利を回復することを、そのため取り組むことは、いじめとか不登校で苦しんでいる子供たちや、さまざまな要因で閉塞状況にある子供たちにとって、人権とは、思いやりとはと百回繰り返して話すよりも、教育効果への波及は大きいのです。道理の通る世は人々を明るくします。

その意味で、KSD疑惑や官邸機密費などの疑惑が晴れない状況を放置することは、子供たちの社会正義に対する逆効果をもたらすことを申し添えおきます。(拍手)

総理の所信表明には、日本人としての誇りと自觉を持ち、新たな国づくりを担う人材を育てるための教育改革に取り組む、教育基本法の見直しについては幅広く国民的な議論を深めていくといふ二点について表明されていますが、日本人としてどんな誇りを持たせたいのでしょうか、新たなる国づくりとはどんな国を想定しているのでしょうか。

もし、総理の考そられる新たな国づくりというのが、ひたすら民営化を進め、市場原理による競争原理の導入による経済の活性化を目指し、日本丸・君が代、靖国などの伝統と規範に基づく国づくりを進め、集団的自衛権の行使を進めようとするものでしたら、これまで、アジアの人々との和

解を進め、平和憲法のもとに築いてきた日本の平和の体制を否定することになります。近隣のアジアの人々は言うまでもなく、世界の人々が望む道でもないと思います。

私は、議員活動を始めてやがて一年になりますが、この短い期間に三人目の文部にかかる大臣になられた遠山大臣にお聞きいたします。

今回の教育改革関連三法案は、首相の私の諮問機関にすごい教育改革国民会議の報告を、文部科学省の関係審議会である中央教育審議会を通じて法制化するものであり、納得できるものではありません。手続的に問題があります。法的根拠はどこにあるのでしょうか、お聞かせください。

今回の教育改革は、ゆとりと個性をスローガンに掲げて進められてきた臨時教育審議会以降の流れとは、明らかに違う方向に向かっています。

例えば、第十四期、十五期、十六期の中央教育審議会による教育改革にも問題はありましたがあまりません。手続的に問題があります。法的根拠はあります。手続的に問題があります。法的根拠はどこにあるのでしょうか、お聞かせください。

今回の教育改革は、ゆとりと個性をスローガンに掲げて進められてきた臨時教育審議会以降の流れとは、明らかに違う方向に向かっています。

曲がりなりにも、子供の側からの視点で、生きる力をとか新しい学力観など、学ぶ側の論理による

改革でした。そして、ゆとりと個性とか、子供の興味、関心というキーワードに象徴されるように、子供中心的な考え方を基調としていました。それに対して、今回の教育改革案は、教える側、大人の側の論理や、復古的な徳主主義、社会的な効率主義やエリート主義的な能力主義を重視しています。

国民会議の報告書によれば、子供はひ弱で欲望を抑えられず、苦しみに耐える力、自制心を発揮する意思を失っているとして、子供を否定的にとてゐます。

子供の問題行動の原因は、戦後の教育にあるのではなく、学校教育や家庭生活を経済の論理でじゅうりんした経済優先の社会にあります。(拍手)

国連の子ども権利委員会が、先ほどもありましたが、日本の教育に対して、競争の激しい教育制度が子供にストレスを与え、遊びの時間がない、休息の時間がないことによって発達障害や学校逃避につながることを懸念すると厳しく指摘したのですが、日本の教育に対して、競争の激しい教育制度が子供にストレスを与え、遊びの時間がない、教育のあり方を是正しなければならないのにもかかわらず、また今度は習熟度別少人数指導というものが不適切な教員の他職種への転職等々の導入がそれに当たります。これが導入された場合、だれが

めていないと言わざるを得ません。子供たちは、子供たちを取り巻く環境の中で、アイデンティティの基礎となる自己愛をはぐくむことができずになります。学年が進むにつれて、自己肯定意識が下がっています。その背景に、子供を評価する物差しが極端に成績に一元化されることがあります。子供たちは、一人一人違つけれども、かけがえのない存在として、平等であるという教育を望んでいます。

今回の教育改革は、このようない子供たちの願いにこたえるものにはなっていません。学校現場が抱える問題の解決につながるとは思えません。

学級崩壊を乗り越えた多くの教職員の仲間が共通して言っているのは、子供たちと肯定的にかかわることの大切さです。子供たちはどの子も、自分の言い分を聞いてほしい、わかつてほしい、認められたいという願いがあり、成長したいという思いを持っています。

きのうの毎日新聞の「教育の森」で紹介された、「結構頼もし10代、いる」との記事にあるように、自分がいじめられた経験を持つている高校生が、同世代の子供たちの相談を受ける子供専用チャイルドラインを創設したといいます。この取り組みを私の仲間にもやっている人がおり、全国的にこの運動は進んでいます。

子供たちの内発性に低い目線で働きかけることこそ、教育の重要な仕事です。強制は、子供たちの伸びようとする芽を摘むことになります。

(拍手)

教育について、こんな言葉を聞いたことがあります。一年先を見る人は花を植える、十年先を見るのは木を植える、百年先を見る人は人を育てるというのです。二十一世紀を担う子供たちの教育は、悩んでいる子供たちの声に耳を傾け、百年先を読むことから始めなければならないと思います。決して焦らず、子供たちの伸びようとする力を支援するような教育が、今、求められているのです。(拍手)

最後に、文部科学大臣、大臣は二十一世紀の出发に当たっての教育改革で、子供たちに何を手渡していくかとお考えでしょうか。

大臣と私は、同時代を生きた者として、二十世纪は戦争と平和に人類が苦悩した時代であったことを知っている世代だと思います。

昨年は、平和の文化国際年でした。第二次世界大戦の反省から一九四五年に創設されたユネスコは、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりで築かなければならぬ」という、有名な憲章を定めています。そして、ことし、二〇〇一年から十年間を、平和と非暴力の文化十年に決めたそうです。それぞれの教室から、平和の文化を築いていくことが求められています。

また、子どもの権利宣言も、第一次世界大戦、第二次世界大戦の後、戦争という最悪の利益を子供たちに与えてきたことを反省して発せられたものです。

二十一世紀を担う子供たちに残すものは、平和であり、憲法です。そして、世界の憲法と言われる子どもの権利条約を、あらゆる教育の場に根づかせ、具体化することこそが、子供の最善の利益につながります。すべての子供たちに、よりよい人生へのあこがれを贈りたいのです。

(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山内議員にお答えいたします。

日本人としての誇りと國づくりについてあります。

日本人としての誇りと國づくりについてあります。

日本に生まれてよかつたなという、誇りに思えるような気持ちを持つてもらうということは、大変大事な教育だと思います。また、今日の日本の平和と繁栄というものが先人たちの血のにじむような努力によって築かれたんだなという、先人

に対する素直な敬意と感謝の気持ちを持っていました。(拍手)

感謝の気持ちを持たない人は、何をやっても不平に思える、不満に思えるという言葉がありますが、子供のうちから、今生きているのは自分一人の力じゃなく、多くの方々の努力によって支えられているんだなと、親に対して、先輩に対して、社会に対して感謝の気持ちと敬意を持って新しい社会に立ち向かっていくような人づくり、そして、環境づくりが大事ではないかと思います。

(拍手)

何よりもまず、みずから助ける精神とみずから律する精神を持つて、一度や二度の失敗にくじけないで、みずから役割を見出すことができるようになります。

また、子どもの権利宣言も、第一次世界大戦、第二次世界大戦の後、戦争という最悪の利益を子供たちに与えてきたことを反省して発せられたものです。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山内議員にお答えします。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山内議員にお答えします。

日本に生まれてよかつたなという、誇りに思えるような気持ちを持つてもらうということは、大変大事な教育だと思います。また、今日の日本の平和と繁栄というものが先人たちの血のにじむような努力によって築かれたんだなという、先人

だくということも、大変重要なことではないかと思います。(拍手)

されただころであります。

文部科学省におきましては、この報告書を踏まえて、本年一月二十五日、今後取り組むべき教育改革の全体像を示す「二十一世紀教育新生プラン」を策定したところであります。教育に対する国民の皆様の信頼にこたえるためには、迅速な改革の実行が不可欠であります。このプランを踏まえて、特に緊急に対応すべき事項については、教育改革関連法案として今国会に提出したところであります。

次に、いじめ、不登校の原因についてのお尋ねであります。

いじめ、不登校の原因、背景については、家庭のしつけや学校のあり方、地域社会における連帯感の希薄化、青少年を取り巻く環境の悪化など、大人社会のあり方を含め、複雑に要因が絡み合って、発生していると考えられます。

したがって、いじめ、不登校は、それぞれの事例に即し、学校において、校長を中心に全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立を図るとともに、家庭や関係機関とも連携をし、十分に対応することが重要であると考えております。

さらに、教育現場や子供たちの生活への影響についてのお尋ねであります。

教育改革関連法案は、社会奉仕体験活動や自然体験活動を初め、さまざまな体験活動の機会を充実し、児童生徒の社会性や豊かな人間性がはぐくまれること、二つ目には、出席停止がより適切に運用され、対象となる児童生徒への指導の一層の充実が図られるとともに、他の児童生徒の教育を受ける権利が保障されること、三つ目には、児童生徒への指導が不適切な教員を他の職に転職させることを可能とすることにより指導に当たることのないようにすることなどを目指したものであります。

これらの法案は、二十一世紀教育新生プランの

一部をなすものでありまして、他の施策と総合的に実施されることによって、教育現場の抱える諸課題の解決に資するものと考えております。

最後に、教育改革で子供たちに何を手渡していくのかというお尋ねであります。総理が述べられておりますように、一人一人が日本人としての誇りと自信を持っていけるよう、そのための真の生きる力を子供たちに与えることを目指して教育改革を進めてまいります。

そのため、子供たちが学ぶことの楽しさを身につけ、それぞれの個性や才能を最大限伸ばしていくとともに、他者への思いやりを含む善悪の判断基準を中心にしてしっかりと持つことができるよう努めてまいります。そうした力を与えることが子供の未来にとってまことに大切と考えるからであります。その際、先人が培ってきた我が国の文化を継承するとともに、新しい時代を生き抜く力を育成していくという視点が重要であると考えております。

以上、答弁を申し上げました。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

### 出席国務大臣

内閣総理大臣 小泉純一郎君	文部科学大臣 遠山 敦子君	経済産業大臣 平沼 趙天君	国務大臣 村井 仁君	文部科学副大臣 岸田 文雄君
---------------	---------------	---------------	------------	----------------

### ○議長の報告

#### (法律公布奏上及び通知)

一、去る二十五日、次の法律の公布を奏上し、そ の旨参議院に通知した。

税理士法の一部を改正する法律  
(理事補欠選任)

一、去る二十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

八日委員辞任につきその補欠  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辞任

### 財務金融委員

#### 辞任

岡田 克也君  
佐藤 観樹君

### 予算委員

#### 辞任

奥野 誠亮君  
森岡 正宏君

高鳥 修君  
岡下 信子君

白保 台一君  
中塚 順治君

山花 郁夫君  
山花 恵二君

辻元 清美君  
辻元 富男君

井上 喜一君  
井上 喜一君

### 補欠

#### 補欠

奥野 誠亮君  
森岡 正宏君

高鳥 修君  
岡下 信子君

白保 台一君  
中塚 順治君

山花 郁夫君  
山花 恵二君

辻元 清美君  
辻元 富男君

井上 喜一君  
井上 喜一君

### 議案付託

#### 議案付託

牧野 聖修君

末松 義規君

井上 喜一君

### 議案受領

#### 議案受領

小池百合子君

藤木 洋子君

植田 至紀君

山花 郁夫君

東 壮治君

中塚 一宏君

森岡 正宏君

高鳥 修君

奥野 誠亮君

白保 台一君

山花 恵二君

辻元 清美君

井上 喜一君

小池百合子君

松浪健四郎君

松浪健四郎君

松浪健四郎君

松浪健四郎君

### 議院運営委員

#### 議院運営委員

大島 政賢君

西川 公也君

永田 寿康君

大島 政賢君

西川 公也君

西川 公也君

### 議院運営委員

#### 議院運営委員

赤嶺 政賢君

西川 公也君

永田 寿康君

赤嶺 政賢君

西川 公也君

西川 公也君

### 議案付託

#### 議案付託

赤嶺 政賢君

西川 公也君

永田 寿康君

赤嶺 政賢君

西川 公也君

西川 公也君

### 議案付託

#### 議案付託

赤嶺 政賢君

西川 公也君

永田 寿康君

赤嶺 政賢君

西川 公也君

西川 公也君

### 議案付託

#### 議案付託

赤嶺 政賢君

西川 公也君

永田 寿康君

赤嶺 政賢君

西川 公也君

西川 公也君

### 議案付託

#### 議案付託

赤嶺 政賢君

西川 公也君

永田 寿康君

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(相沢英之君外六名提出、衆法第二十七号)

以上三件 法務委員会 付託

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(塙崎恭久君外四名提出、衆法第二十八号)

短期社債等の振替に関する法律案(内閣提出第九六号)

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

以上四件 財務金融委員会 付託

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案(議案送付)は次のとおりである。

確定給付企業年金法案

一、去る二十五日、参議院に送付の次の内閣提出案(議案送付)を可決した旨参議院に通知した。

税理士法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

諫早湾干拓事業の再評価に関する質問主意書(川内博史君提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑の遺骨収容施設の改善に関する質問主意書(石井郁子君提出)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂辰人君提出ケニア共和国、ソン

ドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対する答弁書

平成十三年四月十八日提出

質問 第五 六 号

ケニア共和国、ソンドウ・ミリウ水力発電事

業に関する質問主意書

提出者 保坂辰人

ケニア共和国、ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問主意書

現在、ケニア共和国西部キスム地方のソンドウ川において流れ込み式の発電所、ソンドウ・ミリウ水力発電建設事業が進んでいる。本発電事業は、国際協力事業団(JICA)の支援によって一九八五年にマスター・プランが作成された「ソンドウ川多目的開発計画」の中で最初に実施される事業であり、旧海外経済協力基金現在、国際協力銀行によって一九八九年十月には技術協力の所要資金として六億六千八百万円、一九九七年三月には第一期分の調達資金として六十九億三千三百万円の借款契約が調印されている。現在、国際協力銀行はさらに追加の百六億円の借款供与を検討中である。

ところが、本事業に対して、地域住民及びNGOから強い懸念の声が出されており、事業がむしろ地域を貧困化させているとの声もある。一方、重債務国であり拡大HPICs対象国であるケニアへの新規円借款供与に関しても疑問の声が上げられている。政府開発援助が十分な透明性と説明責任を確保し、人権を尊重し、十分な社会・環境配慮と住民参加のもとに進められるべきものであり、貧困削減に寄与するために供与されるべきものであるとの視点において、以下質問する。

一、日本政府による支援について

(1) 本事業への政府からの支援のうち、これまでに、何のためにどれだけの金額が使われているのか、項目ごとに具体的に示され

たい。

(2) 今後、政府の支援はどの部分にどれだけの金額が使われる予定なのか具体的に示されたい。

二 河川の転流による流量変化について

一九八五年十二月国際協力事業団によって行なわれた「ソンドウ川水力発電開発計画調査書主報告書」によるとソンドウ川の一九四六年から一九八三年までのLUGI測水所における月平均流量の平均値は四十一・五九立方メートル毎秒となっている。ソンドウ・ミリウ水力発電に必要な水量は四十立方メートル毎秒であるから、ソンドウ川の流量のほとんどは発電用に取水堰から導水管を通って発電に使われることになる。特に一月から三月にかけての乾季および十月から十二月にかけての少雨季の間、六ヶ月間は川の流量が大幅に減少することになる。

(1) 取水堰から発電に利用された水がソンドウ川の本流に戻されるまでの約十キロメートルにわたって、ソンドウ川の生態系に大きな影響を及ぼすと考えられるが、その影響についての分析があれば示されたい。

(2) 流量の減少によってソンドウ川の生態系に及ぼす各々の影響について、どのような緩和策が取られているのか示されたい。

(3) 一九九一年七月に日本工営株式会社によつて行なわれた「環境アセスメント報告書」にはソンドウ川を遡上する魚種バルバス(Barbus)とラベオ(Labeo)は三十年にわたる乱獲のため絶滅してしまっていることがあるが、一九八五年十二月の「ソンドウ川水力発電開発計画調査書第六卷 社会経済及び環境についての調査報告書」によるとアレスチス(Alestes)、クラリアス(Claritas)、シルベ(Schilbe)も洪水時に遡上する魚として記述されている。これら

ているのか根拠を示されたい。

(4) また、その影響についてどのような緩和策が取られているのか示されたい。

(5) 一九九一年七月の「環境アセスメント報告書」によると、ケニアの水資源開発省(The Ministry of Water Development)の基準により流域住民の水利用のために四・〇立方メートル毎秒の水を取水堰の下流に流す必要があるが、ニヤカチ水供給プロジェクトの改善、およびソティック水供給の拡大により流域住民には飲料水の供給が可能になるため、飲料水用の四・〇立方メートル毎秒の水は流す必要がない、となるが、これらの水供給プロジェクトの進捗状況について示されたい。

(6) 大幅に流量が変化することになるソンドウ川の中流には、オティノの滝と呼ばれる地元住民にとって文化・宗教的に重要な場所が含まれているが、この滝を保護するためにどのような措置が取られる予定か、

(7) この滝の周辺を生息地とする生物及び微生物に具体的にどのような影響があるのか。影響を受ける具体的な生物名・微生物名をあげるとともにこれらに対する影響を示されたい。また、影響なしとする場合、その理由を定量的なデータや科学的知見に基づき示されたい。

(8) 当方が入手した情報によると、大幅な流量変化が予測されるソンドウ川の流域の住民は、工事が始まって二年以上たった今も流量変化について知られていないと聞いた。事業開始前に、川の流量変化についてなど地元住民に説明がなされたのか。

三 事業に伴う立ち退き等について

(1) 当方が入手した情報によると、立ち退きを余儀なくされた地元住民はこれまでの生活を継続するために適切な代替地を提示さ

れることもなく、政府の事業だということで強制的に立ち退きを強いられた。さらに土地の買い上げ価格(四〇〇〇〇 Kshs/ba)は新しい土地を買うのに十分な金額(六五〇〇〇 Kshs/ha)でないなど、不当な立ち退きが進められたと聞いている。ところが、四月一日の外務省資料『対ケニア円借款ソンドウ・ミリウ水力発電計画』によると「住民移転への補償にあたっては適正に土地、作物、建築物の価格が計算され、市場より優遇された価格に基づいて土地所有者との交渉が行われた」とある。立ち退きの現状と外務省資料報告の違いをどう考えるか。

(2) 適正な土地補償が行なわれていないとの住民からの批判に対応するため第三者機関を設立し、調査を行うなどの方法があるがどう考えるか。

(3) 立ち退きを余儀なくされた住民、特に土地のほとんどを失ってしまった農業従事者などの住民に今後の生活設計のためにどのような対策が取られているのか具体的に示されたい。

#### 四 工事現場での雇用・労働条件等について

(1) 当方が入手した情報によると、取水壠のコンクリート部門で仕事をしていた Maurice Odehiambo 氏(労働番号六四七)は、労働条件や賃金について事業者側と交渉するために三百名ほどの労働者と一緒にストライキを行い、他の数名と共に二〇〇一年一月八日に解雇されている。本事業の工事現場では組合の結成は硬く禁じられており、組合を結成するとすぐに解雇されることがあることだが、これは事実なのか。

(2) 二〇〇一年三月現在、工事現場では千五百五十九名が雇用されているが、事業によって直接影響を受ける世帯からの雇用は六十三名と全体の4%に過ぎない。こうし

た現状を見る限り、事業によって直接影響を受ける人々、地域からの優先的な雇用が進められているとはいえない。このような状況は今後改善される予定なのか。

(3) 二〇〇一年三月に行った聞き取り調査によると、工事現場のガードマンの給与は二〇〇〇 Kshs/月でありケニアの最低賃金三三六七 Kshs/月(二〇〇〇年)を下回っているとの報告を受けているが、これは事実なのか。

#### 五 工事に伴う地域環境への影響について

(1) 二〇〇〇年八月十八日付で Object 保健所から出された報告書は、キャンプサイト付近から取水壠付近までのアクセス道路から五百メートル以内にある両端の十一件ずつの家族を訪問し、アクセス道路からの埃による人体、家畜、水、農作物、衣服、植物などへの影響を調査した結果を報告している。この報告書によると、工事現場へのアクセス道路付近の埃の被害によって子どもに喘息や肺病が発生する。道路際の Water Kiosk の管理を行っている女性が片目の視力を失う、家畜が視力を失うなど事態は深刻で、至急に対策が取られる必要があるとしている。こうした事態に対応するためにはどのような対策が取られているのか示されたい。

(2) またすでに深刻な被害を受けている人々にどのような補償が検討されているのか。

(3) 当方が入手した情報によると、トンネル工事付近(Audit 1)からの汚水によって、バナナや芋などを栽培していた地域住民の農地耕作ができなくなつたとの報告があるが、これは事実なのか確認されたい。また事実であればこのような被害が広がらないように別の人物に貸し出していたことについて、補償金の一部を借り手の名義で騙し取るというケニア電力公社による汚職が生発する予定か。

(4) 二〇〇〇年十月のトンネル工事の開始後に、トンネル工事付近(Audit 1)で年中涸れることのなかつた周辺地域の泉や小川が突然涸れる事態が生じた。地元住民から、トンネル工事によって地下の水脈が断絶されてしまったのではないかとの指摘がなされているが、こうした泉や小川の枯渇とトンネル工事との因果関係について現在調査が進められているのか。

(5) 一九九一年七月の『環境アセスメント報告書』によると、工事現場のアクセス道路の整備は地元住民への利益として書かれているが、実際にはアクセス道路からの埃の被害は周辺住民に広がつておらず、深刻な健康被害をもたらしている。さらに、これらのアクセス道路は土壤の侵食などを伴い從来住民が使っていた道を破壊してしまっているとの報告を受けているが、これは事実なのか。

#### 八 事業に関する人権侵害について

(1) 二〇〇〇年二月に開かれた本事業に関する地元での住民集会は違法集会とされ、集会に参加した住民数十人が逮捕された。この時集会を取材していた日本人記者(朝日新聞及び共同通信社)も住民と共に逮捕され一時拘束されたが、彼らの話によると彼らを警察署まで搬送したのは工事を受注した日本企業「鴻池組」の車両だったと聞いた。政府はこのような事業に関する人権抑圧をどのように捉えているのか。

(2) 二〇〇〇年十二月二十六日、本事業の社会・環境問題を指摘している NGO のメンバーの一人、Argwings Odera 氏が地域住民が自由な往来をしている場所において、「許可なくプロジェクトサイトへ立ち入った」として、鴻池組の警備員から暴行を受けた上に銃で撃たれて逮捕され、拷問を受けた。彼はその後留置所を轉々とさせられて、七日間家族や弁護士と連絡を取ることも許されなかつた。政府はこのような事業に関する人権侵害をどのように捉えているのか。

(3) このような人権侵害は、ケニア国内法においても違法ではないのか。ケニア国内法上の問題を示されたい。

(4) また、国際人権規約上本件のような人権侵害は問題ではないのか。国際法上の問題点を示されたい。

(5)

（）一〇〇一年一月二十四日の住民集会で工事現場での不当な解雇について発言した地

(2) 今後、こうした問題を事前に防ぐために  
政府としてどう対応されるのか。

平成十三年五月二十五

内閣總理大臣 小泉純一郎  
衆議院議長 綿貫 民輔殿  
衆議院議員保坂展人君提出ケニア共和国、ソ  
ドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に  
し、別紙答弁書を送付する。

(6) 政府は事業に関わる人権侵害についての実態調査を行うべきではないか。実態調査などを受け、とん対応するのか

その理由を尋ね  
て行なわないのであれば  
れたい。

(1) 一九九九年九月に政府は本案件への第二二期分の借款供与についての「事前通報」を行な

なっているか。この時点では業界は、社会・環境問題、人権問題についての確認を行つていいのか。

(2) 行なわれていたのであれば、その研究者を  
行つた者の氏名と役職名を示されたい。

環境特別金利の適応について  
たい。

(1) 本案件には賃貸特別金利が適用されてい  
るが、その適応基準を具体的に示された  
い。

(2) 問題の多い本事業に対して現地特別会計が適応される理由を述べよ。

(1) 以上の点を十分に考慮した上で、事業の必要性、妥当性、正当性についての検証、評価は適切に行なわれているのか。行なわ

(2) 今後、こうした問題を事前に防ぐために政府としてどう対応されるのか。右質問する。

内閣衆質一五一第五六号  
平成十三年五月二十五日

内閣總理大臣 小泉純一郎  
内閣總理大臣 締賀 民輔殿  
衆議院議員保坂展人君提出ケニア共和国、ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出ケニア共和国、ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対する答弁書

一について

ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対する答弁書

二について

ソンドウ・ミリウ水力発電事業計画(以下「本件計画」という)については、ケニアとの間で、平成元年六月に事業実施に先立つ調査、設計等(環境影響評価、事業規模、事業費及び事業期間の調査等)に対し六億八千八百万円までの円借款を供与することを内容とする交換公文の締結を行うとともに、平成九年一月に第一期分として土木工事の一部(取水設備、導水路、アクセス道路等の整備)及びコンサルティングサービスの実施に対し六十九億三千三百万円までの円借款を供与することを内容とする交換公文の締結を行った。

また、現在、第二期分として残りの土木工事(放水路、発電所、変電所等の整備及び発電機等の調達)に対し追加の円借款を供与することを検討中であるが、その具体的な規模はいまだ確定していない。

「O」という。及び有識者の参加を得て対話集会が行われ、本件計画の継続的支持、第二期分の円借款の早期供与の要望及び関係者による定期的な協議の場の設立が決議されたと承知している。これを受けて、事業実施機関、事業実施業者、地域住民、NGO及び有識者から構成される本件計画に関する技術委員会(以下「技術委員会」という。)が設立されており、本件計画の実施上の諸問題については技術委員会の場において改善に向けた議論が行われると承知している。地域住民やNGOからの苦情及び指摘については、事業実施機関において技術委員会での協議を踏まえて必要な検討が行われるものと承知しており、我が国としても適切な対応を促していくこととしたい。

二について

本件計画による発電所が完成し、導水路にソンドウ川の水を転流する際には、転流に伴うソンドウ川の流量の減少による生態系等への影響に配慮し、乾季においても河川維持流量を確保することとなっている。

アレステス、クラリアス及びシルベ(以下「アレステス等」という。)はケニア国内に広く分布している魚種であり、ソンドウ川流域の固有種ではないと承知している。また、転流が行われる区間には滝が存在しており、アレステス等は滝を越える魚種であるが、滝を乗り越えられるものではないと承知している。

ソンドウ川の流量については、雨季においては転流後も十分な水が流れる一方、乾季においても河川維持流量を確保することが計画されていることから、アレステス等に対する影響は小さく、現時点において特段の対策は不要であると考えられていると承知している。

御指摘の水供給プロジェクトは、我が国の支

り、この問題の改善等を含めて技術委員会の場で議論されていると承知している。また、当該プロジェクトの進ちょく状況、社会環境の変化等を考慮し、必要に応じ事業実施機関において河川維持流量の見直しが行われることになると承知しており、我が国としても、適切な対応を促していくこととした。

オディノ滝が文化的又は宗教的に重要な場所であるとの確認はされていないと承知している。また、発電開始後も河川維持流量は確保されることとなつており、この滝が消滅することはないと承知している。

野生動物については、本件計画の実施地域において固有種が生息するとの事実は確認されていない。また、本件計画の実施地域ではガゼルの一種であるディケディク等の動物の生息が認められるが、これらはケニア国内において広く分布する種とされており、本件計画が与える影響は小さく、現時点において特段の対策は不要であると承知している。なお、微生物に対する影響の調査については、現時点で十分な科学的知見の蓄積がないこともあり、一般にこのような調査を行わないことについて特段の問題はないとされており、本件計画においても調査は行われていない。

事業実施機関は地域住民に対して、土木工事の実施前から本件計画の内容に関する説明を行ってきており、ソンドウ川の水の発電所への転流や放水路を通じての復流による流量変化について既に説明済みであると承知している。また、事業実施機関は今後とも定期的に地域住民との対話を行っていく予定であり、その中で更に本件計画の内容に関する説明を行うとともに、環境社会面のモニタリングの結果等について検討し、問題がある場合には、必要に応じ対策を講ずる考え方であると承知しており、我に対しても、適切な対応を促していくこととした。

三について

地域住民に対する補償については、代替地の提供、金銭補償及び両者の組合せという三つの選択肢が提示されたが、補償対象者の大半が金銭補償を選択したと承知している。補償金額については、市場価格に基づいて交渉が行われ、更に協力費を加算した価格により契約及び支払が行われており、強制的な立ち退きが行われたとの事実は確認されていないと承知している。

また、補償手続の前には説明会が開催され、補償金の使途等についての啓発が図られていると承知している。さらに、補償後における地域住民の生活水準等の状況については、モニタリングが行われ、問題があれば技術委員会において改善に向けた検討がなされることとなると承知しており、我が国としても、適切な対応を促していくこととしたい。

四について

本件計画の実施現場では、労働組合の結成が認められており、労働組合を結成するとすぐに解雇されるとの事実はないと承知している。御指摘のストライキに際しては、事業実施業者がケニア労働省の現地事務所と協議し、その助言に基づいて労働者に対して職場復帰通告を行つたが、これに従わなかつたために解雇を行つたものと承知している。

平成十三年三月現在の本件計画の実施現場における雇用者については、本件計画の実施地域であるニヤンド地区及びラチュオニヨ地区からの雇用者は約八百名であり、本件計画の実施地域から優先して雇用が行われているものと承知している。また、このような雇用状況については、技術委員会による調査が行われており、問題があれば技術委員会において改善に向けた議論が行われることとなると承知しており、我が国としても、適切な対応を促していくこととしたい。

本件計画の実施現場における雇用者の給与がケニア政府指定の最低賃金以下であるとの事実

は確認されていないと承知している。問題が生じた場合には、技術委員会で改善に向けた議論が行われ、事業実施業者において適切な対応がなされるものと承知している。

五について

本件計画の実施現場において発生するほこりの削減については、既に事業実施機関において一定時間ごとの定期的な散水、道路に段差を設けることによる車両の速度制限等の対策を実施しているが、状況の更なる改善のために、散水の間隔を短縮し、必要に応じ舗装を行う等の措置を講ずることも検討されていると承知している。また、ほこりによる地域住民の健康への影響については、御指摘のオボーチ保健所の報告書の内容も含め、技術委員会で検討が行われており、必要に応じ事業実施機関において対策を講ずることになつていていると承知している。

工事に伴う排水は中性化処理を行つてから放流しており、農地に未処理のまま流れ込んだといふ事実はないものと承知している。なお、御指摘のとおり、トンネル工事現場付近の農地の一部に中性化処理を施した後の水が流れ込んだが、事業実施業者が工事用排水路の移設等再発防止策を講ずるとともに、被害に対する補償を行つたと承知している。

トンネル工事現場付近で泉や小川が枯渇しているとの問題については、技術委員会において検討が行われており、必要に応じ事業実施機関において対策を講ずる予定であると承知しておらず、近隣に駐車していた事業実施業者の車両が使用されたとのことであるが、本件の詳細な事実関係は必ずしも確認されていないと承知している。

以上の問題については、技術委員会において検討が行われており、必要に応じ事業実施機関において対策を講ずる予定であると承知している。また、我が国としても、適切な対応を促していくこととしたい。

地域が農地に適さなくなつたとの事実は確認されていないと承知している。

六について

本件計画の実施地域では既に保健所等は設置されているが、当該地域の人口が増加していることから、現在技術委員会において保健施設の充実の必要性について議論が行われており、必要に応じケニア側において対策が講じられる予定であると承知しており、我が国としても、適切な対応を促していくこととしたい。

七について

現在、御指摘のような汚職等が発生しているとの事実は確認されていないが、技術委員会において事実関係を調査中であると承知しており、我が国としても、十分な実態調査が行われよう促していくこととしたい。

八について

御指摘の平成十二年二月の集会は、州知事への事前の届出をせざりに行われたものであり、通報を受けた現地の警察当局が出动し、集会を解散させるとともに、記者七名を含む十七名を連行し、数時間の拘束の後、解放した経緯があつたと承知している。警察署への連行の際、運行者の人数が多かつたために警察車両のみでは足りず、近隣に駐車していた事業実施業者の車両が使用されたとのことであるが、本件の詳細な事実関係は必ずしも確認されていないと承知している。

九について

本件計画の第二期分の円借款供与については、ケニア側の要請を踏まえ、外務省、大蔵省、通商産業省及び経済企画庁の四省庁が、在ケニア日本大使館及び海外経済協力基金による本件計画に係る報告書を踏まえて御指摘のようないくべき問題を含む種々の観点から検討を行つた結果、平成十一年九月、本件計画の必要性、ケニアの経済及び社会の状況、二国間関係等を総合的に判断して、円借款供与を行うとの方針を策定し、ケニア側に事前通報を行つたものである。

なお、特に自然環境及び地域社会への影響については、ケニア側が本件計画全体に係る環境影響評価書等を作成したことを受け、海外経済協力基金が「環境配慮のためのOECFガイドライン」に照らして審査を行い、ケニア側が行うべき環境上の措置として、河川維持流量の確保、排水の処理、水質モニタリングの実施、工事による樹木伐採地域に対する植林、移転住

ような点が同規約との関係で問題となり得るかをお答えすることはできない。

平成十三年一月の対話集会については、我が国としても自由な意見交換が行われることを希望し、参加の制限等が行われないようケニア側に申し入れるとともに、在ケニア日本大使館及び国際協力銀行からも同集会に参加した。同集会には地域住民、NGO等から幅広い参加があり多くの参加者が意見の表明を行つたと承知しているが、本件計画の問題点を指摘しようとする人々への脅しがあつたとの事実は確認されていないと承知している。

以上の事案の事実関係については、今後ケニア側の司法手続等を通じて明らかにされるものと考えられ、我が国としては引き続きケニア側の対応を注視するとともに、ケニア側に対しても十分な実態調査を行うよう促していきたいと考えており、我が国が実態調査を行う予定はない。

以上、我が国が実態調査を行う予定はない。

民への配慮等があることを確認している。  
十について

特別環境案件金利は、地球環境問題対策及び公害対策に資する円借款案件に適用することとされている。本件計画は、再生可能なエネルギーである水力を用いるため、発電に伴う温室効果ガスの発生量が極めて少なく、また、火力発電所の運転に伴う化石燃料の消費を抑制する効果が期待されることから、地球環境問題対策に資する案件として特別環境案件金利の対象となると判断している。

十一について  
本件計画については、海外経済協力基金(当時)による審査を踏まえた上で、ケニアとの二国間関係、ケニアの経済及び社会の状況等を総合的に勘案しつつ、円借款の供与について慎重な検討を行い、必要に応じケニア側に環境社会面の対応を求める等適切に対処してきたものである。

今後とも、在ケニア日本国大使館及び国際協力銀行を通じて、現地の状況の把握に努めるとともに、環境社会面に関する様々な立場の意見も参考にしながら、本件計画が適切に実施されようの関心を持って見守っていく所存であり、必要に応じケニア側に対応を求める等適切に対処してまいりたい。

## (答弁通知書受領)

一、去る二十五日、内閣から、衆議院議員北川れん子君提出「個人情報の保護に関する法律案」に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

商工会法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。平成十三年三月一日  
内閣總理大臣 森 喜朗

商工会法の一部を改正する法律案

第八条中「その商工会の地区を」を「その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合は、当該合併前の各商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。」に改める。

第八条中「その商工会との合併の場合」という。に改める。

第八条中「その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区的全部又は一部とする場合は、当該合併前の各商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。」に改める。

第八条中「その商工会との合併の場合」という。に改める。

る書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。  
経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

第五十二条の五 合併によって商工会を設立するには、各商工会がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第五十二条の六 合併後存続する商工会又は合併による役員の選任について準用する。

第五十二条の七 商工会の合併は、合併後存続する商工会又は合併によって成立する商工会が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによってその効力を生ずる。

第五十二条の八 合併後存続する商工会又は合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の九 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十一 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十二 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十三 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十四 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十五 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十六 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十七 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十八 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の十九 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十一 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十二 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十三 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十四 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十五 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十六 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十七 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十八 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の二十九 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十一 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十二 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十三 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十四 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十五 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十六 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十七 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十八 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の三十九 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十一 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十二 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十三 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十四 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十五 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十六 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十七 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十八 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の四十九 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十二条の五十 合併後存続する商工会は、合併によつて消滅した商工会の権利義務(その商工会がその行う事業に関し、行政府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

に」に改め、同条第五項中「第五十五条の十八第五

項」を「第五十八条第五項」に改め、同条第六項中

「前章第七節」の下に「(第五十二条第一項第一号及

び第五十二条の二)から第五十二条の七までを除く。」を加え、同条を第五十八条とする。

第五十五条の十七第二項中「副会長五人」を「副

会長六人」に改め、同条を第五十六条とし、同条

の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第五十七条 連合会の会長は、通常総会の会日の

一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収

支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、

これらを主たる事務所に備えて置かなければな

らない。

2 連合会の会長は、監事の意見書を添えて前項

に規定する書類を通常総会に提出し、その承認

を求めるべきではない。

3 連合会の会員は、いつでも、第一項に規定す

る書類の閲覧を求めることができる。この場合

には、連合会の会長は、正当な理由がないのに

これを拒んではならない。

4 全国連合会は、第二項の承認を受けたとき

は、遅滞なく、貸借対照表及び収支決算書又は

これらの要旨を官報に公告し、かつ、事業報告

書、貸借対照表、収支決算書、財産目録及び附

属明細書並びに同項の監事の意見書を、各事務

所に備えて置き、経済産業省令で定める期間、

一般の閲覧に供しなければならない。

5 第一項に規定する事業報告書及び前項に規定

する附属明細書に記載すべき事項は、経済産業

省令で定める。

第六十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

第六十三条中「第五十五条の十八第五項」を「第

五十八条第五項」に、「一万円」を「十萬円」に改

める。

第六十五条中「一に」を「いざれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。」を「第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。」に改め、同条第六項中「第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。」を「第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。」に改める。

### 理由

近年の商工業者をめぐる経済環境の変化に応じて、商工会の事業の実施体制を整備することによりその事業の効率的かつ効果的な実施を図るために、商工会の合併に関する規定の整備を行う等の措置を行った。

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

#### 議案の目的及び要旨

#### 出)に関する報告書

本案は、近年の商工業者をめぐる経済環境の変化に応じて、商工会の事業の実施体制を整備することによりその事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 商工会の合併に関する規定の整備

1 商工会の合併に関する規定の整備

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年五月二十五日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

商工会法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年五月二十五日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

商工会法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

### 道路交通法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十三年三月一日

内閣総理大臣 森 嘉朗

官報(号外)

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「高齢の歩行者」の下に「、身体の障害のある歩行者その他の歩行者」を加える。

第二十二条の付記中「第一百八十八条第一項第一号」を「第一百八十八条第一項第一号」に改める。

第五十一条の二の付記中「第一百七十七条の二(第二号の二)」を「第一百七十七条の五(第二号)」に改める。

第五十七条の付記中「第一百八十八条第一項第一号」を「第一百八十八条第一項第一号」に改める。

第五十八条の五の付記中「第一百八十八条第一項第二号の二」を「第一百八十八条第一項第三号」に改める。

第六十四条中「第一百三十三条第一項若しくは第四項又は第三十三条の二第一項」を「第一百三十三条第一項若しくは第三項、第三十三条の二第一項」に改め、同条の三第一項又は同条第三項において準用する第一百三十三条第三項に改め、同条の付記中「第一百三十三条第一項第一号」を「第一百三十三条第三項第一号」に改め、同条の付記中「第一百八十八条第一項第一号」を「第一百八十八条第一項第三号」に改め、同条の付記中「第一百三十三条第一項第一号」を「第一百三十三条第三項第一号」に改める。

第六十五条の付記中「第一百十九条第一項第七号の二」を「第一百九十七条の四第二号」に改める。

第六十六条の付記中「第一百八十八条第一項第三号」を「第一百八十七条の四第三号」に改める。

第六十八条の付記中「第一百八十八条第一項第二号」を「第一百八十七条の四第二号」に改める。

第七十二条の二の付記中「第一百七十七条の二」を「第一百七十七条の三」に改める。

第七十三条第二号の二中「高齢の」を「前号に掲

げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他のに改め、同条第五号の四中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第七十二条の五(第二項中「七十五歳」を「七十歳」に、「老齢」を「加齢」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であることの理由に当該免許に条件を付されているもの

は、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならない。

第七十二条の付記中「第一百七十七条の三(第一号)」を「第一百七十七条の五(第一号)」に改める。

第七十五条の三の付記中「第一百十九条第一項第十一号の二」を「第一百十九条第一項第十二号の二」に改める。

第七十五条の十の付記中「第一百十九条第一項第十二号の四」を「第一百十九条第一項第十二号の三」に改める。

第七十七条の付記中「第一百十九条第一項第十二号の五」を「第一百十九条第一項第十二号の四」に改める。

第七十七条の付記中「第一百十九条第一項第十二号の五」を「第一百十九条第一項第十二号の四」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第一百三十三条第二項若しくは第四項又は第三項、第三十三条の二第一項」を「第一百三十三条第二項若しくは第三項」に改め、同条の三第一項又は同条第三項において準用する第一百三十三条第二項に改め、同条の付記中「第一百三十三条第二項第一号、第二号及び第五号」については第百八十八条第一項第三号の三を「第一項第一号」に改め、同条の付記中「第一百三十三条第二項第一号」を「第一百三十三条第三項第一号」に改める。

第八十五条第十項中「他人の需要に応じ自動車(道路運送車両法第二条第二項に規定するものに限る。)を使用して旅客を運送する事業を「道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業」に改め、同条に次の一項を加える。

11 大型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の

業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第四号)に、「第一百十九条第一項第十一号」を「第一百九十七条の四第六号」に、「第一百九十七条の四第五号」に、「第一百八十八条第一項第三号の三」を「第一百九十七条の四第六号」に、「第一百九十七条の四第五号」に、「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百八十七条の四第二号」に、「第一百八十七条の四第三号」に、「第一百八十七条の四第二号」に、「第一百八十七条の三」を「第一百九十七条の四第六号」に、「第一百九十七条の三」を「第一百九十七条の四第五号」に、「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十七条の三」に改める。

第八十六条の付記中「第一百十九条第一項第十二号」を「第一百九十七条の三」に改める。

第七十二条の二中「高齢の」を「前号に掲

二」を「第一百十九条第一項第十二号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第一百十九条第一項第十二号の二」を「第一百十九条第一項第十二号の三」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第一百十九条第一項第十二号の二」を「第一百十九条第一項第十二号の三」に改める。

第八十六条第一項第一号中「第一百十九条第一項第十二号」を「第一百十九条第一項第十二号」に改める。

の下に「(大型第一種免許を受けた者にあつては、旅客自動車である普通自動車を当該目的で運転する)」とあることを含む。」を加え、同条に次の二項を加える。

5 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならない。

6 大型第一種免許を受けた者は、第一項に規定するもののほか、代行運転普通自動車を運転することができる。

6 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならない。

二号とし、同項第六号中「第一百三十二条第一項第二号から第五号まで若しくは同条第四項の規定により免許を取り消された」を「第一百三十二条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し(同条第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた」に改め、「若しくは第百三十二条の二第一項」の下に「、第一百四条の二の三第三項若しくは同条第三項において準用する第一百三十二条第三項」を加え、同号を同項第二号とし、同項第七号を削り、同項に次の一号を加える。

四 第百七条の五第一項、同条第八項において準用する第一百三十二条第三項又は第一百七条の五第五项において準用する第一百三十二条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている

第八十八条第二項を次のように改める。

2 大型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に對して第八十九条の見出しが「(免許の申請等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会(その者の住所地を管轄する公安委員会を除く。)に仮免許に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許を受けていれる者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているもの

は、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う検査を受けることがであります。この場合において、当該公安委員会は、

その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対しその旨を証する書面を交付するものとする。

第九十条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「この条」を「この項から第九項まで」に改め、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第二号までとして次の一号を加える。

一次に掲げる病気につかっている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすそれがある病気として政令で定めるもの

三 第六項の規定による命令に違反した者

第九十条第一項に次の一号を加える。

七 第百二条第三項の規定による通知を受けた者

### 第九十二条の二第一項の表中

優良運転者	七十歳未満		満了日等の後のその者の 五百回目の誕生日
	七十歳	七十一歳以上	
満了日等の後のその者の 五百回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の 四回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日
満了日等の後のその者の 三回目の誕生日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日

10 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号又は第二号に該当するときは、同項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。

11 第三項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「第一項ただし書」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

第九十条の二第一項に次の一号を加える。

五 大型第一種免許又は普通第一種免許 第百八条の二第一項第七号及び第八号の二に掲げる講習

違反運転者等	優良運転者及び一般運転者		
	七十歳未満	七十歳	七十一歳以上
満了日等の後のその者の 三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日から起算して一月を経過する日	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

に改め、同表の備考一の1中「第

官 報 (号 外)

百一条第四項〔を〕第一條第五項〔に〕改め、適性検査を受けた日〔の下に〕、海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一條第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者〔その免許がその結果第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過しない者に限る。〕に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日〔を〕加え、同表の備考一の3中「第一條第四項〔を〕第一條第五項〔に〕改め、同表の備考一の3を同表の備考一の5とし、同表の備考一の2の次に次のように加える。」

者への免許がその結果第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過する前に次の免許を受けた者に限る。)に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失った免許を受けている期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

を加え、同条第二項中「又は破損したとき」を「若しくは破損し、又は前条の規定による記録をき損したとき」に改め、同条第三項中「に規定する免許証の記載事項の変更の」を「の規定による」に改め

下に「、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り」を加え、「受けたもの」を「受けたもの」。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)に改め、同号イ中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「七十五歳」を「七十歳」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。」を有する者で当該修了証明書を「限る

百一条第四項」を「第一百一条第五項」に改め、「適性検査を受けた日」の下に、「海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過しない者に限る。)に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日」を加え、同表の備考一の3中「第一百一条第四項」を「第一百一条第五項」に改め、同表の備考一の3を同表の備考一の5とし、同表の備考一の2の次に次のように加える。

第九十三条第一項中「交付された免許証」の下に「(前項に規定するものを除く。)」を加える。

「(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)」を加え、同

を加え、同条第二項中「又は破損したとき」を「若しくは破損し、又は前条の規定による記録をき損したとき」に改め、同条第三項中「に規定する免許証の記載事項の変更の」を「の規定による」に改めること。

下に「、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り」を加え、「受けたもの」を「受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)」に改め、「同号イ中〔第八十九条〕を〔第八十九条第二項〕に「七十五歳」を「七十歳」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。」を有する者で当該修了証明書を「限るもの」とし、政令で定めるものを除く。」を有する者で当該修了証明書に、「三月を経過しないもの」を「三月を経過しないもの　当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第一号に掲げる事項についての運転免許試験」に改め、同

五百号中「優良運転者」の下に「(第一百一条第三項及び  
第一百二条の二)第二項において単に「優良運転  
者」という。」を加え、同条第二項中「前項各号に  
掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第三項  
中「様式」の下に「免許証に表示すべきもの」を加  
え、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二中「普通免許」の下に、「大型第一種免許又は普通第二種免許」を、「仮免許」の下に、「(大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては、大型仮免許)」を加える。

第九十六条の三中「第一百三条第一項若しくは第四項」を「第一百三条第一項若しくは第三項」に、「第一百三条第四項」を「第一百三条第三項」に、「同条第二项第一号」を「第九十条第一項第一号から第三号ま

号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免

(免許証の電磁的方法による記録)

で若しくは第七号、第二百三十二条第一項第一号から第四号までに改める。

第九十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「普通免許」の下に「、大型第二種免許及び普通第二種免許を加え、同項に次のように書を加え

第九十七条の二第一項に次の二号を加える。  
四 大型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第一百一条第一項の免許が正の有効期間の更新を受けない場合(前号

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者

一部を 内閣府令で定めたるに依り 分譲 証に電磁的方法(電子的方法、磁氣的方法その

「二種免許」を加え、問題にひのただし書を加え  
る。

証の有效期間の更新を受けたが、(かゝる者へ前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許

の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することができる。  
第九十四条第一項中「前条第一項に規定する免許証の記載事項」を「第九十三条第一項各号に掲げる事項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、

ただし、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超えて一年を経過しないものその者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について

#### 四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の

「事項の記載」の下に「(前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録)」

により、「を「それぞれ當該各号に定める」に改め、「の一部」を削り、同項第二号中「者にあつては」の

の運転免許試験  
第九十九条第一項中「自動車教習所のうち、」の

下に「一定の種類の免許(政令で定めるものに限る)を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであつて当該免許に係る教習について」を加える。

第九十九条の二第四項第二号ハ及び二中「第一百七十七条の三第一号」を「第一百七十七条の四第七号」に改める。

第九十九条の五第一項中「管理する者は」の下に「第九十九条第一項に規定する免許の種類」とに加える。

第一百一条第一項中「(その日がその者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日)」を「直前のその者の誕生日」に、「が行う自動車等の運転について必要な適性検査(以下「適性検査」という。)を受け」を「内閣府令で定める様式の更新申請書を提出し」に改め、同条第三項中「事項」の下に「(その者が更新を受ける日において優良運転者(第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。)に該当することとなる場合には、その旨を含む。)」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の適性検査の結果」を「前項の規定による適性検査の結果又は第百一条の二の二第二項に規定する書面の内容及び当該適性検査を行った場合における適性検査の結果」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による更新申請書の提出があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに自動車等の運転について必要な適性検査(以下「適性検査」という。)を行わなければならない。

第一百一条の二第二項中「適性検査の結果」を「規定による適性検査の結果から判断して」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(更新の申請の特例)

第一百一条の二免許証の更新を受けようとす  
る者のうち当該更新を受ける日において優良運  
転者に該当するもの(第一百一条第三項の規定に  
より当該更新を受ける日において優良運転者に  
該当することとなる旨を記載した書面の送付を  
受けた者に限る。)は、当該免許証の有効期間が

満了する日の直前のその者の誕生日までに免許  
証の更新の申請をする場合には、同条第一項の  
規定による更新申請書の提出を、その者の住所  
地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以  
下この条及び次条において「経由地公安委員会」と  
いう。)を経由して行うことができる。

2 前項の規定により更新申請書を受理した経由  
地公安委員会は、その者について、速やかに適  
性検査を行わなければならない。

3 経由地公安委員会は、前項の規定による適性  
検査の結果を記載した書面を、第一項の規定に  
より受理した更新申請書とともに、その者の住  
所地を管轄する公安委員会に送付しなければな  
らない。この場合において、その者の住所地を  
管轄する公安委員会は、第一百一条第四項の規定  
による適性検査を行わないものとする。

4 経由地公安委員会は、当該免許証の更新を受  
けようとする者が次条第一項の規定により経由  
地公安委員会が行う第八条の二第一項第十一  
号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその  
のとする。

5 第二項の規定による書面の送付を受けた公安  
委員会は、当該書面の内容のみによつては当該  
免許証の更新を受けようとする者が自動車等を

運転することが支障がないかどうかを判断でき  
ないときは、その者について適性検査を行うも  
のとする。この場合において、当該公安委員会  
は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知し  
なければならない。

第一百一条の三第一項中「受けようとする者は」  
の下に「その者の住所地を管轄する公安委員会(前  
条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管  
轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第  
二項において同じ。)」が行う」を加え、「前条第一  
項」を「第一百一条の二第一項」に、「とする。次条」  
を「。次条第一項」に、「前二月」を「前三月」に改  
め、同条第二項中「第一号」条第一項又は前条第一  
項の適性検査の結果」を「第一百一条第四項若しくは  
第一百一条の二第二項の規定による適性検査の結果  
又は前条第三項に規定する書面の内容(同条第五  
項の規定による適性検査を行つた場合には、当該  
書面の内容及び当該適性検査の結果)から判断し  
て」に、「第一号」条第一項又は前条第三項」を「第一百  
一条第五項又は第一百一条の二第二項」に改める。

第一百一条の四の見出し中「七十五歳」を「七十歳」  
に改め、同条第一項中「七十五歳」を「七十歳」に  
「前二月以内に」を「前二月以内にその者の住所地  
を管轄する公安委員会が行つた」に改め、同項に  
次の二項を加える。

1 ただし、当該講習を受ける必要がないものと  
して政令で定める者は、この限りでない。

2 ただし、当該講習を受ける必要がないものと  
して政令で定める者は、この限りでない。

3 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ  
い剤の中毒者であることが判明したとき。

4 第二項の規定による命令に違反したとき。  
五百三第二項を同条第一項とし、同条第三項  
中「前二月」を「前項」に改め、同項を同条第一項  
とし、同条第四項中「、その者が第八十八条第一  
項第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれ  
かに該当する者となり、又は第三条第二項第一  
号」を「運転免許試験に合格した者が第九十条第一  
号」を「運転免許試験に合格した者が第九十条第一  
号若しくは第二号に該当する者であり、又  
は」を限る。には「に、「第一項及び第二項を

は免許を受けた者が第一百三条第一項第一号から第  
三号までのいずれか」に、「当該免許」を「当該運転  
免許試験に合格した者又は免許」に改める。

第一百三条第一項を削り、同条第二項中「免許を  
受けた者が、(を)免許(仮免許を除く。以下第百六  
条までにおいて同じ。)を受けた者が」に、「第二  
号」を「第五号」に改め、第一号を削り、第五号を  
第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰  
り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の  
四号を加える。

1 一 次に掲げる病気(にかかる病気)にかかる  
とが判明したとき。

2 イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で  
定めるもの。

3 ロ 発作により意識障害又は運動障害をもた  
らす病気であつて政令で定めるもの。

4 ハ 痴呆

2 二 目が見えないことその他自動車等の安全な  
運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害  
として政令で定めるものが生じている者であ  
ることが判明したとき。

3 二 車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあ  
る病気として政令で定めるもの。

4 二 目が見えないことその他自動車等の安全な  
運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害  
として政令で定めるものが生じている者であ  
ることが判明したとき。

5 二 第一百三条第一項を同条第一項とし、同条第三項  
中「前二月」を「前項」に改め、同項を同条第一項  
とし、同条第四項中「、その者が第八十八条第一  
項第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれ  
かに該当する者となり、又は第三条第二項第一  
号」を「運転免許試験に合格した者が第九十条第一  
号」を「運転免許試験に合格した者が第九十条第一  
号若しくは第二号に該当する者であり、又  
は」を限る。には「に、「第一項及び第二項を



官 報 (号 外)

いと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第一百七条第三項中「又は第百二条第二項若しくは第四項」を、第一百三条第一項若しくは第三項、第六百四条の二の三第一項又は同条第三項において

用する第百二条第三項」に改め、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

「二年法律第八十一号」に基づき住民基本台帳に改め、「上陸」の下に「(住民基本台帳法(昭和四

記録されている者が出入国管理及び難民認定法昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、又は外国人登録法

昭和二十七年法律第二百三十五号(第四条第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二条第一項の規定による出入国の許可等)

第二十六条第一項の規定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二の六第一項の規定による

（第一号において同じ。）を「」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加え

第一百七条の四第一項中「第八十八条第一項第一  
マ、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する

者となり、又は第百三十三条第一項第一号を「第百三  
条第一項第一号から第三号までのいずれか」に改  
る。

第一百七条の五第一項第一号中「第八十八条第一

は第四項又は第二百二条の「第一項」を「第二百三条第三項」、第一項若しくは第三項、第二百三条の「第一項、第二百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第二百三条第三項」に改める。

第百九条の二第一項中「この条」の下に及び次条を加え、同条第三項中「事業」の下に「(公安委員会及び第二項の規定による委託を受けた者)が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第一項において同じ。」を、「者は」の下に「前項の交通情報の提供に関する指針に従い」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業

を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようにするため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

第一百九条の三 交通情報提供する事業であつて  
次の各号のいずれかに該当するもの(以下この  
条において「特定交通情報提供事業」という。)を

行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名前、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地、交通情報の収集及び提供の方法その他内地府令で定める事項を国家公安委員会に届け出

一 道路における交通の混雑の状態を予測する  
変更するときも、同様とする。

事業　一　目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業

2 国家公安委員会は、特定交通情報提供事業を行ふ者が正確かつ適切でない交通情報を提供す

ることにより道路における交通の危険又は混雑を生じさせたと認めるときは、その者に対し、前項各号に掲げる事業に係る技術水準その他の

事情を勘案して、相当な期間を定めて、正確か

官報(外)

つ適切な交通情報の提供の実施のために必要な措置をとるべき」とを勧告することができる。  
 3 国家公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定交通情報提供事業を行う者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

4 国家公安委員会は、前二項の規定を施行するため必要な限度において、特定交通情報提供事業を行う者に対し、必要な事項を報告させる」とができる。

第一項については第百十九条の第三条(罰則)第一項、「百十九条の三第一項第六号、第一百一十三条规定による自動車等の運転の禁止(に改め、又は同条第八項において準用する第一百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止)」に改めることができる。

第一百一十七条中「三年を五年に」、「二十万円」を

「五十万円」に改める。

第一百一十七条の二中「一年を三年に」「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号の二中「覚醒剤」

を「覚せい剤」に改める。

第一百一十七条の三中第二号を削り、第一号の二を

第二号とし、同条を第一百一十七条の五とし、第一百十

七条の二の次に次の二条を加える。

第一百一十七条の三第六十八条(共同危険行為等の

禁止)の規定に違反した者は、一年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一十七条の四 次の各号のいずれかに該当する

者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている

者(第一百七条の二の規定により国際運転免許

証等で自動車等を運転することができることとされ

ていている者を含む)でなければ運転し、又は操縦す

る車両等を当該免許を受けないで(法令の規

定により当該免許の効力が停止されている場

合を含む)又は国際運転免許証等を所持しな

いで(第八十八条第一項第二号から第四号ま

でのいずれかに該当している場合、又は本邦

に上陸した日から起算して滞在期間が一年を

超えている場合を含む)運転した者

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項

の規定に違反して車両等(軽車両を除く)を

運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

三 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(第一百一十七条の二第一号の二の規定に該当する者を除く。)

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者

五 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反によ

り運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第二号の政令で定める程度以

上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、第一百一十七条の二

二号に該当する場合を除く。)

六 第一百九条の三(交通情報の提供)第四項の規

定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

者

七 偽りその他不正の手段により免許証又は國

外運転免許証の交付を受けた者

八 第一百一十三条中「第一百一十八条第一項第一号の二、第二号の二若しくは第三号の三から第四号までを、第一百一十七条の四第四号から第六号まで、第一百一十八条第一項第九号中「第一百一十七条の二」を「第一百一十七条の五第二号」に改め

二号の二」を「第一百一十七条の五第二号」に改め

る。

九 第一百一十三条中「第一百一十八条第一項第一号の二、第二号の二若しくは第三号の三から第四号までを、第一百一十七条の四第四号から第六号まで、第一百一十八条第一項第九号中「第一百一十七条の二」を「第一百一十七条の四」に改め

二号の二、第十二号の五」を「第十一号の四」に改め、「第一百一十九条の二第一項第三号」の下に「第一百一十九条の三第一項第五号若しくは第六号」を加える。

十 第一百一十五条第二項第一号中「第一百一十九条第一項第一号」に、「第一百一十八条第一項第一号の二」を「第一百一十七条の四第二号」に改め

二号の二」を「前条第一項第二号」に改め、同項第

二号の二」を「前条第一項第二号」に、「第十一号の二」を「第一百一十八条第一項第二号」に、「第十一号の二」を「第十二号の三」に改め、「第一百一十九条の三」

の下に「第一項第一号から第四号まで又は第一項

十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

二十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

三十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

四十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

五十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

六十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

七十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

八十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十二号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十三号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十四号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十五号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十六号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十七号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十八号の四」を「第十一号の三」に改める。

九十九号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零一号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零二号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零三号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零四号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零五号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零六号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零七号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零八号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百零九号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零一号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零二号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零三号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零四号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零五号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零六号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零七号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零八号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零九号の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零一號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零二號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零三號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零四號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零五號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零六號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零七號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零八號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零九號の四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零一號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零二號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零三號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零四號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零五號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零六號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零七號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零八號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零九號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零一號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零二號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零三號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零四號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零五號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零六號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零七號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零八號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零九號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零一號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零二號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零三號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零四號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零五號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零六號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零七號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零八號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零九號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零一號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零二號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零三號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零四號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零五號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零六號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零七號的四」を「第十一号の三」に改める。

一百一零八號的四」を「第十一号の三」に改める。

を加える。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五条に一項を加える改正規定、第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第一百七条の二の改正規定(「、又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加える部分に限る)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後となるものの有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないときは、その日の翌日)とする。

3 この法律の施行の際現に交付されている免許証で当該免許証に係る旧法第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が施行日前であるもの(以下「特定免許証」という)について施行日以

後にされた更新に係る免許証(次項において「特定更新免許証」という)の有効期間については、新法第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格(旧法第九十六条第一項に係るものを除く)及びその者に対して新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う当該免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかる。

4 特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許に係る免許を受けている者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日)に当たるときは、その日の翌日とする。

5 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする場合における新法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日は、同項の規定にかかわらず、旧法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日とする。

6 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとすれば、旧法第一百一条第一項第五号の二の規定は、適用しない。

7 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとすれば、新法第一百一条の二の二及び第一百十二条第一項第五号の二の規定は、適用しない。

8 新法第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(新法第一百一条の二第一項の規定による)の規定にかかる。新法第一百一条の三及び第一百八条の二第一項第十一号の規定にかかる。なお従前の例による。

第五条 施行日前に道路交通法第一百一条第三項又は第一百七条の四第一項の規定による通知を受けた者については、新法第九十条第一項第七号、第一百四条の二の三及び第一百六条の二第一項の規定は、適用しない。

第六条 施行日前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む)に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む)については、新法第一百三条の二第一項(新法第一百七条の五第九項において準用する場合を含む)の規定にかかる。なお従前の例による。

第七条 第二項第一号中「又は第一百十八条第一項第一号若しくは第五号」を「、第一百七条の四第一号又は第一百八条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第一百八条第一項第二号、第二号若しくは第三号」を「第一百七条の四第二号若しくは第三号、第一百八条第一項第一号若

五百七条の二の規定の適用については、同条中「出国し」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日以後に出国し」とする。

(特定交通情報提供事業の届出に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に新法第一百九条の三第一項の特定交通情報提供事業に該当する事業を行っている者の当該事業に対する同項の規定の適用については、同項中「内閣府令」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日から起算して三月を経過する日までに、内閣府令」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第一条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「又は第一百十八条第一項第一号若しくは第五号」を「、第一百七条の四第一号又は第一百八条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第一百八条第一項第二号、第二号若しくは第三号」を「第一百七条の四第二号若しくは第三号、第一百八条第一項第一号若

しくは第一号に改め、「第七号の二」を削る。

### 理由

最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、一般運転者に係る運転免許証の有効期間の延長、運転免許証の更新期間の延長、住所地以外の都道府県公安委員会を経由した更新の申請の特例の新設その他の運転免許証の更新を受ける者の負担を軽減するための規定の整備を行うとともに、第二種運転免許を受けなければ運転することができない自動車の追加、障害者に係る運転免許の欠格事由の見直し、救護義務違反等の悪質な違反行為に対する罰則の強化その他の運転者対策の推進を図るために規定の整備を行い、あわせて身体障害のある歩行者等の保護に関する規定、交通情報の提供に関する規定等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣)

#### 提出に関する報告書

##### 議案の目的及び要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、一般運転者に係る運転免許証の有効期間の延長、運転免許証の更新期間の延長、住所地以外の都道府県公安委員会を経由した更新の申請の特例の新設その他の運転免許証の更新を受ける者の負担を軽減するための規定の整備を行うとともに、第二種運転免許を受けなければ運転することができない自動車の追加、障害者に係る運転免許の欠格事由の見直し、救護義務違反等の悪質な違反行為に対する罰則の強化その他の運転者対策の推進を図るために規定の整備を行い、あわせて身体障害のある歩行者等の保護に関する規定、交通情報の提供に関する規定等の整備を行うこと。

		規定期間等の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 一般運転者に係る免許証の有効期間の延長		一般的運転者(優良運転者又は違反運転者等以外の者)に係る免許証の有効期間は、その者の年齢に応じて、更新前の免許証の有効期間が満了した日等の後のその者の五回目、四回目又は三回目の誕生日から起算して一月を経過する日までの期間とすること。
(1) 免許証の更新期間の延長		免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一ヶ月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間に公安委員会に更新申請書を提出しなければならないこと。
(2) 住戸地以外の都道府県公安委員会を経由した更新の申請の特例		免許証の更新を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに公安委員会に更新申請書を提出しなければならないこと。
(3) 大型第二種免許等を受けようとする者の義務		大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者は、公安委員会が行う応急救護処置に関する講習及びその受けようとしている免許に係る自動車の運転に関する講習を受けなければならないこと。
(4) その他所要の規定を整備すること。		高齢の運転者の保護等に関する規定の整備

		(1) 代行運転普通自動車を運転しようとする者の義務
自動車運転代行業を営む者による役務の対象となっている自動車(普通自動車等以外の者)を運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこと。		自動車運転代行業を営む者による役務の対象となっている自動車(普通自動車等以外の者)を運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこと。
(1) 高齢の運転者の保護等に関する規定の整備		臨時適性検査に係る取消し等
(2) 免許の拒否、取消し等に関する規定の整備		該通知に係る適性検査を受けないと認められたときは、公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができる。
(3) 公安委員会は、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるものにかかる病である者、発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定める		ものにかかっている者等については、政令で定める基準に従い、免許を与えず若しくは保留し、又は免許を取り消し若しくは免許の効力を停止することができる。

		(1) 代行運転普通自動車を運転しようとする者の義務
自動車運転代行業を営む者による役務の対象となっている自動車(普通自動車等以外の者)を運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこと。		自動車運転代行業を営む者による役務の対象となっている自動車(普通自動車等以外の者)を運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこと。
(1) 高齢の運転者の保護等に関する規定の整備		臨時適性検査に係る取消し等
(2) 免許の拒否、取消し等に関する規定の整備		該通知に係る適性検査を受けないと認められたときは、公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができる。
(3) 公安委員会は、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるものにかかる病である者、発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定める		ものにかかっている者等については、政令で定める基準に従い、免許を与えず若しくは保留し、又は免許を取り消し若しくは免許の効力を停止することができる。

## 規定の整備

公安部委員会は、免許証に記載され又は表示されるものの一部を、免許証に電磁的方法により記録することができる。

## (五) 罰則に関する規定の整備

救護義務違反、酒酔い運転、麻薬等運転、共同危険行為、無免許運転等をした者に対する罰則を引き上げること。

## (六) その他

(1) 免許の取消しを申請し、当該免許を取り消された者は、当該取消しを行った公安部委員会に対し、自動車等の運転に関する経験について表示する書面の交付を申請することができる。

## (2) その他所要の規定を整備すること。

## 3 その他交通の安全及び円滑を図るために規定の整備

(1) 身体障害者等の通行の保護を図るために規定の整備

(1) 身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断している場合等において、当該歩行者から申出があったときその他必要があると認められるときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、当該歩行者が安全に道路を横断することができるよう努めなければならないこと。

(2) 車両等の運転者は、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断しているところが通行しているときは、その通行を妨げないようにしなければならないこと。

(3) 大型免許又は普通免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されているものは、当該肢体不

自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならないこととし、車両等の運転者は、肢体不自由である者が当該標識を付けた普通自動車を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、当該自動車の側方に幅寄せ等をしてはならないこと。

## (二) 交通情報の提供に関する規定の整備

(1) 国家公安部委員会は、交通情報を提供する事業を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようとするため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表すること。

(2) 交通情報を提供する事業を行う者は、(1)の指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資するよう配慮しなければならないこと。

(3) 道路における交通の混雑の状態を予測する事業又は目的的に到達するまでに要する時間を予測する事業(以下「特定交通情報提供事業」という。)を行おうとする者は、氏名及び住所、交通情報の収集及び提供の方法等の事項を国家公安部委員会に届け出なければならないこととし、その者が届け出をした事項を変更するときも、同様とする。

(4) 国家公安部委員会は、特定交通情報提供事業を行う者が正確かつ適切でない交通情報を提供することにより道路における

術水準その他的事情を勘案して、相当な期間を定めて、正確かつ適切な交通情報を提供の実施のために必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(5) 国家公安部委員会は、(4)の勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定交通情報提供事業を行う者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(6) その他所要の規定を整備すること。

## 4 施行期日等

(1) この法律(2)に掲げる改正規定は除く。(3)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(2) 第八十五条に一項を加える改正規定(3)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(3) 第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第一百七条の二の改正規定(4)又は(5)は、「若しくは」に改め、「運転する場合の下に」、「又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加える部分に限る。)

は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(4) 所要の経過措置を設けること。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの石毛錦子君外二名から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付すること

に決した。  
右報告する。

平成十三年五月二十五日

内閣委員長 横路 孝弘

衆議院議長 綿貫 民輔殿  
〔別紙〕  
道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に配慮すべきである。

一 障害者等に対する免許の拒否等の基準を定めるに当たっては、交通安全と障害者等の社会参加が両立されるよう、障害者団体等の意見を十分聴取すること。

二 酒酔い運転等悪質な違反行為に対する点数や免許の取消しの場合の欠格期間のあり方等についてさらに検討を行うとともに、それにより人を死傷させる行為の厳罰化について、関係行政機関の間において速やかに検討を行い、その法制化に向けて、所要の措置を講じること。

三 近年ますます凶悪化が進む暴走族に対しては、その根絶に向け、警察による取締りを一層強化するとともに、関係行政機関においては、学校や地域社会等との連携を図りつつ、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱指導、車両の違法改造の防止等その対策強化に取り組むこと。

## 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案

右  
国会に提出する。

平成十三年三月一日

内閣総理大臣 森 喜朗

## 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 自動車運転代行業の認定等(第三条)
- 第三章 自動車運転代行業者の遵守事項等(第十条)
- 第四章 監督(第二十条・第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条・第二十七条)
- 第六章 罰則(第二十二条・第二十五条)
- 附則
- 第一章 総則(目的)
- 第一条 この法律は、自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施することとも、自動車運転代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的とする。(定義)
- 第二条 この法律において「自動車運転代行業」とは、他人に代わって自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)を運転する役務を提供する営業であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

  - 一 主として、夜間ににおいて客に飲食をさせる営業を営む者から酒類の提供を受けて酒気を帯びた状態にある者(以下この条において「醉客」という。)に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること。
  - 二 酒客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。
  - 三 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。

- 2 この法律において「自動車運転代行業者」とは、第四条の認定を受けて自動車運転代行業を

営む者をいう。

る部分を除く。)若しくは同法第七十五条の二第一項(同法第二十二条の二第一項、第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係

がある者  
八 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちの第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

3 この法律において「利用者」とは、第一項に規定する役務であつて自動車運転代行業として提供されるもの(以下「代行運転役務」という。)の提供を受ける醉客その他の者をいう。

4 この法律において「運転代行業従事者」とは、運転代行業に従事する者をいう。

5 この法律において「運転代行業従事者」とは、運転代行業に従事する者をいう。

6 この法律において「代行運転自動車」とは、自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となつている自動車をいう。

7 この法律において「随伴用自動車」とは、自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。

8 この法律において「代行運転自動車」とは、自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となつている自動車をいう。

9 この法律において「運転代行業の要件」とは、自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。

10 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

11 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

12 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

13 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

14 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

15 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

16 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

17 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

18 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

19 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

20 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

21 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

22 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

23 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

24 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

25 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

26 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

27 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

28 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

29 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

30 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

31 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

32 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

33 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

34 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

35 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

36 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

37 この法律において「運転代行業の認定等」とは、自動車運転代行業を営む者に該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

八 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちの第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

九 法人委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、前条の認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該通知をした者に対し、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の認定を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。

4 公安委員会は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならぬ。

## (認定証の掲示義務)

第六条 自動車運輸代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

## (認定の取消し)

第七条 公安委員会は、自動車運輸代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたこと。

二 第三条各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 正当な事由がないのに、認定を受けたから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

2 公安委員会は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(変更の届出等)

第八条 自動車運輸代行業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、自動車運輸代行業者が、標準自動車運輸代行業約款と同一の自動車運輸代行業約款を定め、又は現に定めている自動車運輸代行業約款を標準自動車運輸代行業約款と同一のものに変更し、第一項の規定による掲示をしたときは、その自動車運輸代行業約款については、前項の規定による届出をしたものとみなす。

会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更した後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項そ

の他の政令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、政令で定める書類を添付しなければならない。

第三章 自動車運輸代行業者の遵守事項等

2 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第一条の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならぬ。

## (認定証の返納等)

第九条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、遅滞なく、当該認定証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した認定証)をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 自動車運輸代行業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

四 安全委員会に返納しなければならない。

## (損害賠償措置を講すべき義務)

第十一条 自動車運輸代行業者は、代行運輸自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じておかなければならない。

## (自動車運輸代行業約款)

第十二条 自動車運輸代行業者は、その営業の開始前に、自動車運輸代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第十三条 自動車運輸代行業者は、その営業の開

始前に、自動車運輸代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第十四条 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、運輸代行業務従事者となるとみなす。

第十五条 自動車運輸代行業者は、前項に規定する者を運輸代行業務に従事させてはならない。

2 自動車運輸代行業者は、前項に規定する者を運輸代行業務に従事させてはならない。

3 第三条第一項の規定により掲示した自動車運輸代行業約款の概要その他の代行運輸業務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従つて代行運輸業務を提供しなければならない。

(代行運輸自動車標識の表示)

第十六条 自動車運輸代行業者は、利用者に代行運輸業務を提供するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、代行運輸自動車に國家公安委員会規則で定める様式の標識を表示しなければならない。

## (随伴用自動車の表示等)

3 自動車運輸代行業者は、第一項の規定による掲示をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、同項の自動車運輸代行業約款を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十七条 自動車運輸代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令で定めるところにより、第四条の認定を受け自動車運輸代行業を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

業者を除く。)は、随伴用自動車に前項の表示事項若しくは装置又はこれらに類似するものを表示し、又は装着してはならない。

3 自動車運転代行業者は、第一項に規定するもののはか、随伴用自動車への表示事項の表示又は装置の装着について、自動車運転代行業の業務を適正に実施するために必要と認められるものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

(利用者の利益の保護に関する指導)

第十八条 自動車運転代行業者は、その運転代行業従事者に対し、当該運転代行業務を適正に実施させるため、国土交通省令で定めるところにより、料金の收受方法、代行運転役務の提供の条件の説明方法その他の利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならない。

(道路交通法の規定の読み替え適用等)

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第五十一条の四、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項から第三項まで、第七十四条の二(第五項を除く。)、第七十五条第一項(第五号及び第六号を除く。)、第七十五条の二第二項、第五十二条の二第二号及び第三号、第一百七十七条の二第二号及び第三号、第一百九十九条の二第一項第四号並びに第一百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両(同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。)及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
第二項 第二十二条の二	当該車両の使用者(当該車両以下この条において同じ。)	第一項 第二十二条の二	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第二号。以下「運転代行業法」という。)第一条第二項に規定する自動車運転代行業者(以下単に「自動車運転代行業者」という。)の主たる営業所(以下単に「主たる営業所」という。)の所在地
第五十一条の四	車両の使用者に	第五十一条の四	自動車運転代行業者に
第五十一条の四	車両を離れて直ちに運転することができる状態にする行為(当該行為により車両が第二項から第五項まで若しくは第五十九条の二第二項から第七項まで若しくは第五十九条の二第二項から第五項まで若しくは第五項後段の規定による違反となるような行為をして駐車する行為)をした号行為	第五十一条の四	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第二号。以下「運転代行業法」という。)第一条第二項に規定する自動車運転代行業者(以下単に「自動車運転代行業者」という。)の主たる営業所(以下単に「主たる営業所」という。)の所在地
第五十一条の四	自動車運転代行業者に	第五十一条の四	自動車運転代行業者に

項目及び第四条第一項及び第三項第一	第七十四条第一項	第六十六条の二第一項	第五十八条の四
車両の使用者は、当該車両	車両等の使用者	当該車両の使用者に	車両の使用者に





四条の二(第五項)の規定は、適用しない。

4 自動車運転代行業の用に供される車両(随伴用自動車を除く。)の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十

五条第一項第七号に規定する駐停車違反行為(同号に規定する放置行為を除く。)については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十三条の四、第七十五条第一項第七号

及び第二項、第七十五条の二第一項、第七十五条の八第三項並びに第一百九条の三第一項第四号(同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

#### 第四章 監督

##### (帳簿等の備付け)

第二十条 自動車運転代行業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、その運転代行業務従事者の名簿その他その者による自動車の運転に関する帳簿又は書類で國家公安委員会規則で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならぬ。

2 前項に規定するものほか、自動車運転代行業者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿その他の代行運転業務の提供に関する帳簿又は書類で国土交通省令で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならぬ。

##### (報告及び立入検査)

第二十一条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せざることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは

係者に質問せざることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

##### (指示)

第二十二条 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(次項に規定するものを除く。次

条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し特定道路交通法令(第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第五条第一項第一号及び第六号を除く。)及び第五十五条第一項(第五号及び第六号を除く。)に係るものに限る。)並びにこれらの規定に基づく命令の規定をいう。次条第一項並びに第二十

五条第二項第一号及び第二号において同じ。)に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、自動車運転代行業の業務を停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、国土交通大臣に対し、当該指示

が害されるおそれがあると認められるときは、

当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、

主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

##### (営業の停止)

第二十三条 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に違反した場合において自動車運転代行業務の規定により読み替えて適用される道路交通法第五十二条の二第二項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行业務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者

が前条第一項の規定による指示に違反したとき、又は国土交通大臣から次項の規定による要請があつたときは、政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業の全部又は一部の停止を命ずることができることとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 (処分移送通知書の送付等)

2 公安委員会は、自動車運転代行業を営む者に対し、第二十二条第一項の規定による命令をしよ

うとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 第二十二条第一項の規定により認定を取り消され自動車運転代行業を営んでいる者(第二号及び第七号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業を営んでいるもの

##### (営業の廃止)

2 第二十二条第一項の規定による命令を受けた自動車運転代行業を営んでいる者

3 前二号に掲げる者のか、第三条各号(第二号及び第七号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業を営んでいるもの

(第四条の認定を受けている者を除く。)

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしよ

うとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 (処分移送通知書の送付等)

2 公安委員会は、自動車運転代行業を営む者が主たる営業所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していくときは、当該処分に係る事案に

関する弁明の機会の付与を終了している場合を

除き、速やかに現に主たる営業所の所在地を管

轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定め

る処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付され

たときは、当該処分移送通知書の送付を受けた

公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に

従い、それぞれ当該各号に定める処分をするこ

とができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二十二条第一項、第二



「第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号」とあるのは、第四号と、同表の第一百八条第一項第四号の項中「第一百八条第一項第三号の四号」とあるのは、「第一百八条第一項第三号の三」と、「第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第二号」とあるのは、「第二号」と、同表の第一百八条第一項第五号の項中「第一百八条第一項第三号の五号」とあるのは、「第一百八条第一項第三号の四」と、同表の第一百九条第一項第十一号の項中「第一百九条第一項第十一号」とあるのは、「第一百九条第一項第十一号の四」と、同表の第一百十九条第一項第十一号第十一号」とあるのは、「第一百九条第一項第十一号の二」とする。

(外) 報 告 号

官 理 由

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(検討)

最近における自動車運転代行業の実情にかんがみ、その業務の適正な運営を確保し、もって交通安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業を営む者の欠格事由を定め、自動車運転代行業を営もうとする者はこれに該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならぬこととともに、自動車運転代行業を営む者が損害賠償措置を講すべき旨その他の自動車運転代行業者の遵守に該当することとするとともに、自動車運転代行業者を営む者による役務の対象となつている自動車をいうこと。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における自動車運転代行業の実情にかんがみ、その業務の適正な運営を確保

し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るために、自動車運転代行業を営む者の欠格事由を定め、自動車運転代行業を営もうとする者はこれに該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととするとともに、自動車運転代行業者が損害賠償措置を講すべき旨その他の自動車運転代行業者の遵守に該当することとについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととする。

### 1 目的

この法律は、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的とする。

### 2 定義

(一) 「自動車運転代行業」とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいうこと。

(1) 主として、夜間ににおいて醉客に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること。

(2) 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。

(3) 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。

(二) 「代行運転自動車」とは、自動車運転代行業を営む者による役務の対象となつている自動車をいうこと。

(三) 「随伴用自動車」とは、自動車運転代行业的の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいうこと。

(四) 自動車運転代行業の認定等

(一) 成年被後見人、被保佐人、一定の刑に処せられてから二年を経過していない者等の自動車の随伴に用いられるものをいうこと。

(二) 自動車運転代行業を営む者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいよう掲示しなければならないこと。

(三) 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいよう掲示しなければならないこと等とする

こと。

(四) 自動車運転代行業者は、成年被後見人、被保佐人、一定の刑に処せられてから二年を経過していない者等の所定の事由に該当する者は、自動車運転代

業を営んではならないこと。

(五) 自動車運転代行業者は、利用者に代行運

転役務を提供しようとするときは、代行運

転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従つて代行運転役務を提供しなければならないこと。

(六) 自動車運転代行業者は、利用者に代行運

転役務を提供するときは、代行運転自動車に標識を表示しなければならないこと。

(七) 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、第四条の認定を受けて自動車運転代

業を営んでいる旨の表示その他の表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければな

らないこと。

(八) 自動車運転代行業者は、運転代行業従事者に対し、当該業務を適正に実施させるため、利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならないこと。

(九) 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法の所定の規定に規定する車両及び自動車には代行運

転自動車が含まれるものとするほか、次に掲げる規定の必要な読替えを行うこと。

(1) 最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示等

(2) 安全運転管理者等

(三) 自動車の使用者の義務等

(四) 罰則

(五) 公安委員会又は国土交通大臣は、自動車運転代行業者等が、この法律の規定等に違反した場合において、自動車運転代行業の

(一) の事由に該当しないことについて、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受ければならないこと。

(二) 公安委員会は、認定をした者に對して認定証を交付し、自動車運転代行業者は、当該認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

(三) 公安委員会は、認定を受けた者が(一)の事由に該当すること等が判明したときは、そ

の認定を取り消すことができる。公安委員会は、(二)又は(四)の処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。

(四) 公安委員会は、(一)の事由に該当するところ等が判明したときは、そ

の認定を取り消すことができる。

(五) 公安委員会は、(一)の事由に該当するところ等が判明したときは、そ

の認定を取り消すこと。

(六) 自動車運転代行業者は、自己の名義をもつて、他人に自動車運転代行業を営ませてはならないこと。

(七) その他所要の規定を設けること。

(八) 自動車運転代行業者は、運転代行業従事者に対し、当該業務を適正に実施させるため、利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならないこと。

(九) 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法の所定の規定に規定する車両及び自動車には代行運

転自動車が含まれるものとするほか、次に掲げる規定の必要な読替えを行うこと。

(1) 最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示等

(2) 安全運転管理者等

(3) 自動車の使用者の義務等

(4) 罰則

(5) 公安委員会又は国土交通大臣は、自動車運転代行業者等が、この法律の規定等に違反した場合において、自動車運転代

業の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代

業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができるこ



## 2 その他

## (一) 施行期日

この法律は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日から施行すること。

## (二) 道路交通法の一部改正

## (1) 免許の欠格期間等の特例

免許の取消し若しくは拒否を受けた者に係る免許の欠格期間又は国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止の期間は、危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律の罪(2)において「危険運転致死傷罪」という。)を犯した者が当該罪に係る道路交通法違反に関し、免許を取り消され、若しくは拒否された場合又は当該自動車等の運転を禁止された場合には、当該免許を取り消された日若しくは拒否された日又は当該禁止された日から起算して十年を超えない範囲内の指定された期間とすること。

## (2) 技能検定員資格者証の交付等

技能検定員資格者証の交付を受けることができない者及び指定講習機関の指定を受けることができない者として、危険運転致死傷罪を犯した者を加えること。

## 議案の否決理由

酒酔い運転等の危険な運転により交通事故を起こして人を死傷させた者について、新たに危険運転致死傷罪を創設し、罰則の強化等を行おうとする本案は、現時点においては、適当なものと認められず、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年五月二十五日  
衆議院議長 總貫 民輔殿 横路 孝弘